

令和2年度  
農林水産省政策評価第三者委員会

令和2年8月26日（水）

午後 1時30分 開会

○常葉広報評価課長 それでは、定刻になりましたので、これより令和2年度農林水産省政策評価第三者委員会を開催いたしたいと存じます。

本日、委員の皆様におかれましては、お忙しいところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会進行は、このたび広報評価課長を拝命いたしました私、常葉が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、村井危機管理・政策立案総括審議官から御挨拶いたします。

○村井危機管理・政策立案総括審議官 今月3日付の人事異動で前任の岩濱の後を受けまして、危機管理・政策立案総括審議官を拝命いたしました村井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、御多用の中、また新型コロナウイルスの感染が続いている中、農林水産省政策評価第三者委員会に御出席いただき、またウェブで参加していただいている委員の先生方もたくさんおられますけれども、ありがとうございます。まずは御礼を申し上げます。

本日の委員会では、農政分野につきましては本年3月に食料・農業・農村基本計画を新たに策定いたしました。この新しい基本計画の策定に伴い見直しをいたしました政策評価体系並びに測定指標について御議論を頂く予定としております。

また、林政分野につきましては、本年は新たな森林・林業基本計画の見直しを行う年となっております。本日の委員会では、令和元年度の実績評価について御議論を頂きたいと考えております。

このほか、林政分野及び水産行政分野の令和2年度の事前分析表につきまして、各政策分野の情勢等を踏まえ、測定指標の見直しを行っております。

さらには、政策ニーズに対応した総計の作成と利用の推進につきまして、総合評価を行うに当たり、その骨子を策定しております。

農林水産政策の効果的かつ効率的な推進を行っていく上で、政策の評価を客観的かつ厳格に実施をし、その結果を政策に適切に反映することが重要であると認識をしておるところでございます。そのためには、本日御参加いただいております委員の皆様からの専門的な観点からの御意見が極めて重要であるというふうに考えておりますので、是非、闊達な御議論をお願いできればと考えております。

本日は、予定では4時間というかなりの長丁場の議論をお願いすることになりますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。村井審議官につきましては、公務の都合上、ここで退席とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、これより会議の出席状況について御報告をさせていただきます。

本日は、政策評価第三者委員の方7名、農林水産省行政事業レビュー外部有識者4名の方に御出席を頂いております。

現在、農林水産省ではコロナ対策の一環といたしまして、ウェブ形式による会議の開催に取り組んでおりまして、本会議につきましても、ウェブ形式と対面形式との併用としております。

本日は、山崎委員、金子委員、室屋委員にはこの会議室にお越しいただいております。また、天野委員、石井委員、岸本委員、棚澤委員、篠原委員、長田委員、小針委員、三浦委員はウェブ形式による参加となっております。

また、所用のため、白田委員と美谷添委員は御欠席、また天野委員は途中で御退席となります。

本来でございますれば、御出席の皆様を御紹介するのが筋かとは思いますが、時間の都合上、お手元の名簿で御確認を頂ければと思います。

ここで、傍聴の方にお知らせでございます。

カメラ撮影につきましては冒頭のみとさせていただいておりますので、撮影はこれまでという事で御了解いただければと思います。

次に、本委員会の議事録につきましては、委員の皆様方に御確認を頂きました上で、発言者の氏名とともに公表することとなっておりますので、あらかじめ御了承願います。

本日の会議につきましてはペーパーレス推進のため、本会議場ではタブレットを使用することといたしております。使用方法等につきまして、会議中、不明な点等ございましたら事務局までお知らせいただければと思います。

なお、通信状況により音声のみに切り替えるという場合もあり得ますので、その旨御了承いただければと思います。

それから、この会議室でのマイクは、そちらの真ん中にあります丸い円盤のようなものがマイクとなっておりますので、発言されるときには、恐縮ですが、そこに聞こえるような声でお話を頂けると有り難いと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、少しずつ議事の方に入っていきたいと思っておりますけれども、本日は議事次第にござ

いますように、四つの議題につきまして御議論をいただくということにしております。

まずは議題1の農政分野につきまして、議論に入りたいと思っております。

本年3月の新たな食料・農業・農村基本計画の策定に伴いまして、農政分野につきましては、政策評価体系と測定指標を今回の新たな基本計画に対応したものへと改めておりますので、本日はそれらについて御意見を頂戴できればと思っておりますのでございます。

関連する資料は、番号でいきますと資料1から4までとなりますが、簡単に申し上げますと、資料1に載せております政策評価体系につきましては、新しい基本計画の柱立てに合わせて体系の見直しを行ったというものでございまして、また資料2に載せております測定指標につきましては、新たな基本計画の柱立てに合わせて、これまでの測定指標にこだわらないで新しい指標の設定を行うことといたしてまいりまして、できる限りアウトカム指標を設定したというところでございます。

その結果、今回は合計で96の測定指標を載せることができたわけですが、そのうち45が新しい指標となっております、また割合で申し上げますと、アウトカム指標の割合が9割を超えているということでございます。

このような中、本日は時間の関係もございまして、特に資料2を中心に御覧いただきながら、測定指標についての御意見をお伺いできれば有り難いと思っておりますが、その中でも測定指標の数自体も大変多うございまして、幾つかに区切って御議論いただきたいと思っております。

このため、まずは中目標の番号でいきますと1番「食料の安定供給の確保」に関係いたします測定指標についての御議論をお願いしたいと思っております。

資料2の整理番号で申し上げますと、1から25までとなりますけれども、新規のものですとか、あるいは主要なものを中心に、食料産業局と消費・安全局に説明をお願いしたいと思っております。

それでは、まず食料産業局の方から御説明をお願いいたします。

○坂食料産業局総務課長 食料産業局の総務課長でございます。よろしく御覧いたします。

私からは、今御紹介いただいた資料2の1枚目、整理番号で言うと1番から17番を中心にまず御説明申し上げます。

政策分野の中の「①新たな価値の創出による需要の開拓」のところでございますけれども、資料の左端の番号で言うと1番から8番までとなります。そのうちポイントとなる測定指標を一つ御紹介申し上げます。

整理番号で言うと7番「事業系食品ロス量」でございますけれども、新たな食料・農業・農村基本計画の中で食品ロスの削減ということで、SDGsも踏まえまして事業系の食品ロスを令和12年、西暦で言うと2030年度までに平成12年、西暦2000年と比べて半減させるという目標を掲げておまして、その達成に向けて昨年の10月に施行されました食品ロスの削減の推進に関する法律というのがございまして、この法律に基づいて「事業者、消費者、国、それから地方公共団体における食品ロス削減の取組を加速化する」という趣旨が明記されましたので、こういう指標を引き続き継続して設定したものでございます。

なお、これまでの年度ごとの目標値を設定しておりませんでした。施策の進捗を適時適切に評価しなきゃいけないだろうという観点から、年度ごとの目標値を記載してございます。

令和12年度までの目標値の設定に当たりましては、食品ロス削減の取組により、毎年度一定の量が減少するものというような前提で設定してございます。

続きまして、政策分野の②でございます「グローバルマーケットの戦略的な開拓」につきましては、整理番号で言うと9番から12番までで選定しております。

そのうち一つ御紹介申し上げます。整理番号9番「農林水産物・食品の輸出額」につきましては、新たな基本計画におきまして「令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とすることを目指す」と明記されておまして、その中間的な目標といたしまして、令和7年までに2兆円を目指すとされたことに基づいて設定しております。

なお、各年度におきましては、その時点での世界的な政治・経済のいろいろな状況によって変動し得るものでありますから、単年度ごとの目標は設定せずに、目標年度の目標値を仮置きしているという位置づけとなっております。

それから、政策分野の③でございますが、「消費者と食・農とのつながりの深化」につきましては、整理番号13番から17番まで五つの指標を設定しております。そのうち一つにつきましては実態の把握が十分でないため、17番でございますけれども、令和3年度からの測定指標とさせていただきます。

私の方からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、続きまして消費・安全局の方から御説明をお願いいたします。

○片貝消費・安全局総務課長 消費・安全局総務課長の片貝でございます。どうぞよろしく御願いたします。

続けて、資料2の整理番号18から御説明したいと思います。

政策分野④になりますが、「食品の安全確保と消費者の信頼の確保」における測定指標でございます。

こちらは大きく2項目に分かれておりまして、まず一つ目は「科学の進展を踏まえた食品の安全確保のための強化」ということで、農産物の生産ですとか加工食品の製造の各段階ごとに必要な取組を推進することとしておりまして、まず生産段階における取組といたしましては、安全な生産資材を提供するという観点から、肥料につきましては、昨年度、肥料取締法を改正いたしました。これを踏まえまして国内調達が可能で有機物や副産物を原料とするものの生産量の増加率、これを整理番号18番ですが、目標にしております。

それから整理番号19番の方ですが、飼料につきましては、全ての関係事業者におけるGMP（適正製造規範）の導入推進に該当する指標として、当省でガイドラインを策定しておりますが、これに基づいて管理手法の導入に取り組む飼料製造工場の割合という指標を新たに設定したものでございます。

製造段階の方ですが、HACCP導入の取組についての測定指標は昨年度と同じ指標でございます。

次に二つ目ですが、食品表示情報の充実ですとか、適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保に関しましては、食品表示の適正化と食品トレーサビリティの普及啓発を行うこととしてございます。

これらにつきましては、いずれも農産物、それから加工食品ごとに昨年度と同じ測定指標を設定してございますけれども、食品表示の適正化のうち、加工食品の不適正表示に係る指標、これは整理番号22に当たるものでございますけれども、全ての加工食品の原料原産地表示の義務化の経過措置期間が令和3年度末で終了いたしますので、4年度の巡回調査結果、これを踏まえまして目標等を5年度に見直すか、改めて検証したいというふうに考えてございます。

簡単でございますが、政策分野④に関する説明は以上でございます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、1から25の整理番号につきまして、その中で代表的な項目について御説明を頂きましたので、委員の皆様から御意見、あるいは御質問等を頂戴できればと思います。

なお、今の役所の方からの説明で、個別に説明が行われなかった項目につきましても、担当部局は出席しておりますので、それらについての御意見・御質問があった場合には、そちらについてもお願いできればと思っております。

なお、この会議室にいらっしゃっている先生方におかれましては、発言を御希望の場合には

挙手をお願いしたいというのと、あとウェブで御参加の先生方におかれましては、ウェブ上の挙手ボタンというものを押していただきますと、私どもの方から指名をさせていただきますので、その上で御発言を頂ければと思います。

また、ウェブで御参加の先生方におかれましては、恐縮ですけれども、御意見、御発言が終わりましたら、そのボタンを再度押してオフにさせていただくということをしていただく必要がございますので、御協力いただければと思っております。

既にウェブで、お二人の委員の方から御希望がございますので、まず、そちらの2人の先生、よろしいですか。

では、まず天野委員お願いいたします。

○天野委員 天野でございます。大変端的な御説明を頂きまして、ありがとうございます。

私からは3点ございまして、一つは意見というか、感想に近いことを一つ申し上げたいと思っております。あと質問を二つさせていただきたいと思っております。

まず、資料の整理番号の9から12にあります「グローバルマーケットの戦略的な開拓」という政策ですけれども、ここにあります測定指標の表記、いずれも私は妥当なものかと思いました。

その上で、これは当然のことなんですけれども、コロナ感染の今後の広がり次第では、来年度以降も海外での需要喚起ですとか海外進出といったことはなかなか難しい状態が続いてしまう可能性もあると思っております。ですので、これは言わずもがなのことかもしれませんが、輸出促進などコロナの影響を大きく受ける可能性が高い政策の評価に際しては、コロナがどのように実績を左右したかなどについて精緻に分析して、その分析内容をしっかりと加味した評価にさせていただきたいなというふうに思いました。

その上で、例えばコロナの影響でバリューチェーンの途絶が起きるとか、あるいは海外進出がどうしても進まないといった事象が頻発した場合などは、その状況に応じて、先ほど単年度目標は立てないというお話を、輸出の方ですか、ございましたけれども、測定指標やその中身について見直しや修正をすることもあり得るのではないかというふうに思います。

それともう一つ、質問は2点でして、これは整理番号25になります「総合的な食料安全保障の確立」についてのところです。ここで二つ御質問なんですけれども、私はこの分野は課題の特性上、様々な角度からの分析が必要なテーマであって、総合評価を行うのが妥当かというふうに思いました。

その上でのお尋ねなんですけれども、例えばどのような要素を踏まえて、どのような視点で

この総合評価を行っていくお考えなのか、現時点で可能な範囲でお教えいただけないかと思  
います。それが1点目です。

もう一点目は、これはそもそもの話なんですけれども、この食料安全保障の確立という政策  
は平素から不測の事態に備えておこうという取組だと思えますけれども、ここで想定している  
不測の事態にどのようなものがあるのか、これも教えていただければと思います。

世界規模の気候変動による不作とかに加えて、何か有事が起きて物の仕入れが破壊されて食  
料の輸入ができなくなる事態、そういったようなものも想定しているのかなど教えていただ  
ければと思います。

私からは以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

今の御意見、御質問にお答えする前に、もう一方、篠原委員から御発言の御要望を頂いて  
いますので、まずは篠原委員の方にマイクをお渡ししたいと思います。お願いいたします。

○篠原委員 聞こえますでしょうか。

○常葉広報評価課長 はい、大丈夫です。

○篠原委員 私の方でちょっと分かりにくかったのが、政策分野①の「新たな価値の創出によ  
る需要の開拓」というところで整理番号7番、事業系の食品ロスの量を測定するとなっております  
ますが、まず事業系の食品というのはどういったものを言うのかということと、そのロスの量  
を何をもって量っていかれるのかを教えていただければと思います。

○常葉広報評価課長 御質問は以上でいらっしゃいますでしょうか。

○篠原委員 以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

続きまして、小針委員から御発言の御要望が上がってきておりますので、今お願いしてよろ  
しいでしょうか。

○小針委員 小針です。

整理番号18番の、これ言葉の問題なんですけれども、「有機物や副産物を原料とする普通飼  
料の生産量の増加率」というふうになっていて、目標指標とするときに「増加率」という言い  
方にすると、これ元の原表の方を見ると、割合なのか、何に対しての増加率なのかというところ  
がちょっと分かりにくいかなというふうに思ったので注意が必要かなと思ったんですが、い  
かがでしょうか。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。



では、次に山崎委員お願いいたします。

○山崎委員 整理番号4の中央卸売市場についての質問でございます。

今年6月からの卸売市場法の改正により、農家の利益増大や流通コスト削減の期待の一方で、規制緩和による競争の激化に伴い、今まで以上に営業赤字が増える市場が出てくるものと予測されます。

資料4の31ページの「測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」欄には取扱金額と営業利益には相関関係があるが、営業利益で評価するのは適当でない、と記されております。

2週間ほど前の某新聞社の記事を見ても、営業赤字の市場の割合も多く、単に取扱高を増やして売上げを上げるということも大切ではございますが、改正卸売市場法により経営の本質の見直しも重要となっていくかと思っております。

経営に足を踏み入れるのは難しいことと深く理解しておりますが、自由化により、今後の営業黒字の割合も評価の指標の一つになるのではないかと考えております。

以上でございます。

○常葉広報評価課長 では、委員の先生方から追加であれば、またお願いいたしますが、ここで1回、役所側の方にマイクをお返ししたいと思います。

では、まず食料産業局からお願いできますでしょうか。

○坂食料産業局総務課長 食料産業局でございます。

食料産業局は輸出の関係も担当しておりますので、併せて御説明申し上げます。

天野委員から感想ということで、今回のコロナの輸出への影響について御発言いただきました。今年になってから、農林水産物・食品の輸出の量は前年に比べて、6月までの段階で、1割未満ではありますけれども、減少しております。

細かく見ていきますと、例えば会食の場で日本の高級な農林水産物などを使う機会が失われているので、高級品の日本食品の需要は落ちております。

一方で、家庭で日本食を楽しみたいというような需要は、むしろ最近引き合いが増えているという報告もございますので、そういう意味ではこれから需要の質の変化が起きていくのではないかと認識しております。

今後、そういった海外の細かい需要の変化などをきちんとつかまえて、今は厳しい状況ではありますけれども、商流を閉ざさないように、かつ、相手国の市場のニーズをきちんと踏まえて輸出を頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、篠原委員から、食品の事業系食品ロス量について御質問を頂きました。事業系とありますが、大ざっぱに言うと、食品が捨てられている廃棄物の総量のうち、まだ食べられる量があって、その中で家庭において捨てられている部分と、食品産業、食品製造業でありますとか流通業、外食業、こういったところで捨てられているものに大きく二分されておりまして、ここで言う事業系食品ロス量というのは、食品産業の側で廃棄されているロスという意味でございます。

それから、トン数なんですけれども、指標として基準値328万トンとありますけれども、食品ロスをはかりにかけて量った数字を積み上げているわけではございませんで、食品廃棄物量を基にした推計値でございます。

それから、最後に山崎委員から卸売市場の関係で御発言がございました。

御指摘のあったとおり、今年6月から卸売市場法が施行されております。改正内容は市場を活性化して、農水産物中心に取引の活性化などを図っていくという趣旨でございまして、指標の取り方はいろいろあるかと思えます。仕組みが変わり、取引環境が変わるために黒字が増えるところもあるかもしれませんし、逆に厳しくなるところも出てくるかもしれません。総体として私ども卸売市場を応援していく立場にございますので、今後の指標の取り方は、法律がちょうど6月に施行したばかりでございますので、これからこの動向の変化を見ながら、必要であれば、この指標の見直しなども考えていきたいと思えます。当面は、法律がスタートしたばかりでございまして、これで走らせていただければと考えております。

以上でございます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

では、次は政策課にお願いできますか。

○鈴木大臣官房政策課食料安全保障室企画官 食料安全保障室です。よろしくお願ひいたします。

先ほど整理番号25番の「総合的な食料安全保障の確保」というところで、課題特性上、総合評価にするのが適当ではないかという御意見を頂戴いたしました。

不測の事態について、どのようなことを想定しているのかという御質問だったかと思えます。

一時的、短期的に発生するリスクであつたりだとか、あとは中長期的に発生していくようなリスク、こういったものがございまして、具体的に申し上げますと、生産面であれば、大規模な自然災害であつたり異常気象、さらに家畜とか水産動物とか植物も含めてですけれども、伝染性疾病とか病虫害の発生、こういったところが考えられると考えられます。

流通面で言うと、例えば輸入先の港湾等での輸送の障害であったりだとか、輸出先国の政情不安、テロとか、こういったところを想定しているところでございます。

昨今ではコロナの関係で輸出規制を行った国々も幾つかありますけれども、こういった輸出規制を行った国々の状況とか、こういったところを分析していこうというふうに考えております。

具体的にどのような要素を踏まえてやっていくのかというところでございますけれども、総合的な食料安全保障の確立をしていくためには、備蓄と輸入を適切に組み合わせていくというところが極めて重要になってきますので、その備蓄と輸入の適切な水準が維持されているかどうかというところであったりだとか、あとはリスク分析評価について、先ほど申し上げた顕在化する可能性が高まっているリスクとか、近年特に発生頻度が高まっている自然災害とか、こういったところについて重点的な分析評価を行っていったりだとか、これは今後の検討になりますけれども、今回コロナを受けて、食料の安定供給という面でどのようなことを及ぼしたかということについてもしっかり分析してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○常葉広報評価課長 では、続きまして、消費・安全局の方からの説明をお願いいたします。

○片貝消費・安全局総務課長 小針委員の方から、18の肥料の目標について御指摘ございました。

これは増加率ということでやっておるもの、というところですが、これは基準年の平成30年度が有機質肥料、副産物肥料208万トンの実績がございます。これを確実に増やしていくというところをきちんと数値化するというところで増加の率ということで設定をいたしました。数量を示すよりは、増加の率というところが施策の効果というのがしっかり現れるのではないかとということで、そのような表し方にしてございます。

以上でございます。

○常葉広報評価課長 役所の方から一通り回答をいたしましたけれども、改めてまた先生方の方から、あるいはほかの項目につきましても何かご発言ございましたら、挙手又はボタンの方でお知らせいただければと思います。よろしく願いいたします。

では、まず山崎委員お願いいたします。

○山崎委員 整理番号6の「新たなJASの制定件数」について、具体的にどのような分野や品目で20件ほどのJAS制定を想定されているのでしょうか。

○常葉広報評価課長 もう一方、石井委員の方から御発言の御希望を頂いておりますので、次、

石井委員の方お願いできますでしょうか。

○石井委員 輪島漁業生産組合の石井です。

整理番号9の「農林水産物・食品の輸出額」というところで、今年についてはコロナの影響もあって、なかなか順調に右肩上がりというわけにはいかぬでしょうけれども、この政策については生産量を農林水産業として増加する。増加したときに、日本の市場だけでは価格が下がってしまう。価格が下がってしまえば意味がないので、農林水産業の成長産業化ということで、この政策については強力で推進していただきたいと思います。意見というか、今の気持ちをお伝えしました。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

では、食料産業局の方からお願いいたします。

○坂食料産業局総務課長 食料産業局でございます。

まず山崎委員に御質問いただきました新たなJASの方ですが、どんな品目かということについては手元に資料があるので読ませていただきます。

10の食品群について、それぞれ2規格ずつという考え方で、10掛ける2の20でございます。

その「10」とは水産物、調味料などの加工食品、それから、菓子類や清涼飲料水などの加工食品、それからそれ以外の加工食品、あと米とその加工品、林産物、花き、野菜などの青果物、牛肉、お茶、これらの品目は事業者から農水省側に幾つか提案が来ていますので、その中で実際に規格として実現できないかという観点から検討中でございますが、この10品目というふうにご理解いただければと思います。

続きまして、石井委員から輸出に関してお言葉を頂きました。輸出をしっかりやれという応援かと思っておりますので、厳しい状況下ではありますけれども、国内の農林水産業者の所得の増大につながるようしっかり取り組ませていただきたいと思っております。引き続き御指導をお願いいたします。

以上でございます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

あと委員の先生、お二人から御発言の御希望を頂いておりますので、まず岸本委員、お願いできますでしょうか。

○岸本委員 すみません、正に今のところなんですけれども、整理番号9番です。この輸出額のところで年度ごとの目標値を設定せずに、ということなんですけれども、これは年度ごとの評価も、達成度合いの判定もしないという理解でよろしいですかという質問です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

では、その回答の前にもう一方、長田委員お願いいたします。

○長田委員 長田です。すみません。

13番の「日本型食生活の実践に取り組む人の割合」というのは、どうやってその数を測っているのか教えていただきたいと思います。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

では、まず整理番号9番について食料産業局の方からお願いできますでしょうか。

○坂食料産業局総務課長 9番目でございます。各年度の目標値として同じ数字を入れてございますけれども、毎年度評価しないということは、ルール上できないので、目標値として同じ数字を入れてございますけれども、評価を放棄するという意味ではございません。毎年度、単年度ごとに評価の対象になるという御理解でお願いいたします。

○常葉広報評価課長 では、消費・安全局お願いいたします。

○片貝消費・安全局総務課長 長田委員の御質問でございます。「日本型食生活の実践に取り組む人の割合」ということでございまして、これは調査を、私どもの方の消費・安全局の方で「食生活と農林漁業体験に関する調査」というのを定期的にとらせてございます。その中で、日本型食生活ということで主食であるご飯を中心に、魚・肉等の主菜、野菜・海藻等の副菜、それから牛乳・乳製品・果物等の多様な副食等を組み合わせた食生活を「ほとんど毎日実践している」か、あるいは「おおむね実践している」という回答を頂いた数をベースにしてございます。

以上でございます。

○常葉広報評価課長 役所の方から回答させていただきましたけれども、これらにつきまして、改めてその上で何かございますれば挙手又はボタンでお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

篠原委員お願いいたします。

○篠原委員 これはお願いなのですが、今鳥獣対策のところではジビエの普及に結構力を入れていらっしゃると思います。整理番号9番に関連するのかわかりませんが、ジビエの普及を図るためにもジビエの生産量というか、産出額というのか、そういったのも今後追っていただければ両方がうまくかみ合って進むのではないかと思いますのですが、これはお願いを込めた提案です。

○常葉広報評価課長 その担当が着席したときに、また改めてお話をさせていただくように

我々の方で取り計らうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと天野委員、まだ御発言の御要望があるということであればお願いいたします。

○天野委員 先ほど食料安全保障のところを最初に質問させていただいてはいますけれども、私がなぜこういう質問をしたかというのだけお話し申し上げますと、私はメディアの人間ですけれども、我々が雑誌ですとか新聞で食料安全保障の記事を載せても、読者の方に余り切迫感がある話としてなかなか受け止めてもらえなくて、さほど関心を持ってもらえなかったという経験が何度かあったからです。

なぜ食料の安全保障という問題をしっかり考えなくてはならないのかという基本的なところから多くの方に御理解いただかないといけない課題なんだろうなというふうに思っています。

ですので、この政策の総合評価においても、是非多角的な観点から、それでいて政策のそもそもの意義というものも伝わるような分かりやすい御説明をしていただければというふうに思っています。

以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

ほかに先生方の御意見がなければ、今の天野委員の御発言に対する役所側の回答をもって、この「食料の安定供給の確保」についての議論を1回閉めたいと思っておりますので。もし、その前に先生方からほかに発言の希望がございますれば、もう一回おっしゃっていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

では、すみません、安保室の方からお願いいたします。

○鈴木大臣官房政策課食料安全保障室企画官 天野委員、御質問ありがとうございます。

我々もふだん、いわゆる平時のときは、食料安全保障と言っても、消費者とかに真剣味を持って実感としてなかなか受け止めてもらえていないという感覚を持っておりまして、ある意味こういったコロナを契機に、そういったところについてもしっかりと、消費者の買いためなんかも一時期発生したと思っておりますけれども、そういったところから消費者実感として伝わるような形で、我々も総合評価の際にも、当然ながら、そういった観点というのは今年度も政策評価の該当年に入りますので、そういったところはちゃんと留意をして取り組んでいきたいなと思っております。ありがとうございます。

○常葉広報評価課長 では、以上をもちまして、中目標の1番「食料の安定供給の確保」に関する施策、整理番号でいきますと1番から25番につきましての議論を終了したいと思います。

ここで説明者の入替えを行いますので、しばしお待ちいただけますでしょうか。よろしくお

願います。

(説明者入替え)

○常葉広報評価課長 それでは、入替えが終了いたしましたので、再開いたしたいと思います。お待たせをいたしました。

それでは、中目標でいきますと2番「農業の持続的な発展」に係る測定指標につきましての御議論に移らせていただきたいと思います。

ただし、この項目は指標の数が大変多うございますので、前半と後半の二つに分けて御議論いただければと思っております。

まず、整理番号でいきますと26から47につきまして、新規指標、あるいは主要なものを中心に経営局、それから農村振興局に御説明を頂ければと思います。

まず、経営局の方から御説明をお願いいたします。

○前田経営局総務課長 経営局総務課長の前田と申します。

8月3日に着任いたしました。その前は広報評価課長をしております、今日お集まりの委員の多くの方に随分お世話になりました。ありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、中目標2番の「農業の持続的な発展」について御説明をしたいと思います。

まず、政策分野⑥「担い手の育成・確保等と農業経営の安定化」ということで、12個の指標を設定しております。

整理番号26番ですけれども、担い手の育成・確保という観点から、経営改善に取り組む認定農業者、この割合を高めていこうという指標を設定いたしました。

続いて整理番号27番ですが、農業経営の法人化、これを加速化していくために、法人の経営体数を増やしていくという指標を設定しております。

また、28番ですけれども、農業者による青色申告を進めていこうということで、青色申告者の割合を高めていくという指標を設定いたしました。

ちょっと飛ばしまして31番ですけれども、農業を支える人材確保のために、特に若い青年層の新規就農を促進するという観点から、40代以下の農業従事者数を増やしていくという指標を設定しております。

また、整理番号32番、33番、34番が女性に関する指標でございます。農業分野におけます女性の参画を推進するために、32番は先ほどの認定農業者の中でも女性の割合を高めていく、33番は地域の農業委員の中での女性の割合を高める、34番は農業協同組合の役員に占めます女性

の割合を高めるということでございます。

なお、33番と34番の令和3年度以降の年度ごとの目標値が「－」になっておりますのは、この二つの指標につきましては、男女共同参画基本計画という政府の計画の中に入っております目標でございます。令和3年度以降の計画を現在策定中ですので、策定次第、設定をすることとしています。

また、ちょっと飛ばしまして37番ですが、農業経営の安定化を図る観点から、収入保険の普及を図り、加入する経営体を増やしていくという指標を設定いたしました。

飛ばしました整理番号29、30、35、36番につきましては、現在、実態を調査中でありまして、今後検討が済み次第、来年度以降きちんとした指標として設定させていただきたいと思っております。

続きまして、38番から40番が政策分野の⑦「農地集積・集約化と農地の確保」でございます。

そのうち、38番につきましては、担い手への農地の集積・集約化を加速化する観点から、担い手が利用する農地面積の割合を高めていくという指標にいたしました。

経営局分は以上です。

○常葉広報評価課長 続きまして、農村振興局の御説明をお願いいたします。

○庄司農村振興局農村計画課長 農村振興局の農村計画課長の庄司でございます。よろしくお願いいたします。

整理番号の41番から47番を中心に説明したいと思います。

これは政策分野⑧「農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備」、基盤整備の関係の目標を立てています。

この基盤整備の関係は、土地改良法に基づく土地改良長期計画、これは5年に1回改定をします。これに基づいて事業が行われています。

目標値を長期計画の方でも設定をして、目標の達成状況について、食料・農業・農村政策審議会の農業農村振興整備部会、そちらの部会の方で別途チェックを行っています。

それで、整理番号42番から47番の年度ごとの目標値は、全て令和2年のところで終わっていますが、これは現行の土地改良長期計画が本年度で終わっておりまして、現在、来年度からの新しい長期計画について農業農村整備部会の方で議論をしております。新しい長期計画の策定に合わせて測定指標も見直しをすることにしておりまして、今は「－」となっておりますが、また新しい数字を来年度以降置いていくような形にしたいと思っております。

なお、41番のほ場の大区画化に対する新しい指標でございますが、これは今回の基本計画の



改定に合わせてお示しするようにしておりますので、これも土地改良長期計画の改定と合わせまして、来年度から数字を入れていくようにしたいと考えております。

以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方から御意見、御質問を頂戴できればと思います。

先ほどと同じように、何人かの委員の方々から御発言を頂いた上で、どこかで区切りを入れさせていただいて、また役所の方から御説明ということになろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

まずは糊澤委員お願いいたします。

○糊澤委員 整理番号で言いますと、28、それから27、それから38に関わる質問です。

質問の趣旨は、それぞれについて掲げられている目標値です。その目標値の根拠は何かという事です。

質問の趣旨は、それぞれについて掲げられている目標値の根拠は何かということ事です。

これについては、資料3の事前分析表の中に一定の説明があります。資料3の59ページ、認定農業者の目標値を24%としたことの根拠について書かれてあります。毎年0.5%の伸び率であることから、これを一つの基準として、これ以上に増加させることを目標として、24%を設定すると、こういう理由づけです。

これに反して、整理番号27の農業法人経営体数の最終年度目標値5万法人設定根拠について、「日本再興戦略」それから「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、今後10年間で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とすることを成果目標としている。この活力創造プランでそうしているからという理由づけになっていて、認定農業者の目標値を設定する際の根拠づけとは違って、「活力創造プラン」の中でそう書いてあるからそうするんだという説明になっております。それから担い手も同じで、整理番号38番ですか、「担い手が利用する農地面積の割合」の最終年度目標値80%。この目標の根拠づけも「活力創造プラン」において、「担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を目指すこととされた、ということが理由で、「測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」欄に書かれています。ちょっとこの辺、どういうふうにかえたらいいのか。とりわけ、担い手が利用する農地面積の割合が80%、これ数字的に言って達成可能な数字だというふうにお考えでしょうか。そのことも含めて、理由づけについてお伺いします。

○常葉広報評価課長 糊澤委員ありがとうございます。

回答に移ります前に、まずは篠原委員、お願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○篠原委員 すみません。

担い手の育成・確保とか農業経営の安定化のところになるかと思うのですが、新規就農の方を追っていくのも一つなんです、離職される方もかなり多いと聞いております。この離職される方の率とか、離職された場合、独立されるのか、あるいは農業から完全に離れられるのか、そういったことも追うべきではないかというのが一つ。

もう一つは、一般に日本の中小企業は事業承継が今非常に課題になっておりまして、後継者がいる、いないとかというのも結構具体的に厳密に数字が出ているところでございます。農業に関しては、こういった事業承継の後継者がいる、いないとか、あるいは今後どうするかというのを追う必要はないのでしょうかというのが二つ目でございます。

以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

岸本委員の方も御発言の手が挙がっているようでございますので、お願いいたします。

○岸本委員 ちょっと薄っぺらい話で申し訳ないんですけども、整理番号38番、39番、40番、先ほど出た担い手の話とか、荒廃農地の話とかのところの年度ごとの目標値の表記方法がこの三つだけフロー型で書かれていると思うんです。評価をフロー型でするときも、ほかのところはストック型というか、合計値で書かれています。だから「14万ha」とか「4.1千ha/年」とか、年度ごとの目標値として同じ数字が並んでいるんですけども、ほかのところはベースラインから足し合わせた絶対値が書かれているように見えるんで、ちょっと表記がそろっていないように思ったんで、お願いしますということで、以上です。

○常葉広報評価課長 もう一方、小針委員から御発言の手が挙がったようでございますので、小針委員お願いできますでしょうか。お願いいたします。

○小針委員 先ほど問題意識として榎澤先生がおっしゃったことと同じようなことは私も考えていたので、御回答をお願いしたい。

あと、これは確認というか、細かい数字のところ、資料3の令和2年度事前分析表の方も気になって確認をしたところで一つ、ちょっと中身に、立ち入った指摘なんですけれども、60ページの測定指標「農業法人経営体数」について、この法人数を経営体数として把握するときの把握の算出方法が「法人形態の組織経営体のうち販売目的のものを集計」というふうになっているんですけども、今の法人化の目的と違って、家族経営のところからの法人化の部分と

かも含まれると思うので、ここで言う算出方法が適正なのかどうかという、この法人の定義と  
いうのをきちんとしないと、指標としてどうかと思いますので、ちょっとそここのところの御見  
解を頂ければと思います。

○常葉広報評価課長 では、先生方からの発言の時間は、ここで一旦区切りまして、役所の担  
当の方からの説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○前田経営局総務課長 それでは、まず榑澤委員の27番、法人経営体の5万の根拠でございま  
すけれども、これは委員が指摘のとおり、既に平成25年に日本再興戦略なり、農林水産業・地  
域の活力創造プランにおきまして、この5万と定めたのを、従前の政策評価の測定指標でもこ  
の数字を使っています、今回もこれをそのまま使うということにさせていただいております。

では平成25年にどうして5万というのを定めたかという、平成25年当時、それ以前の数年  
間の法人数の増加のトレンドと、今後いろいろな施策を講じることによってドライブがかかる  
ということ踏まえ、法人を10年後に約4倍に増やしていくんだということで5万という設定  
をしたところでございます。

また、38番ですが、担い手への農地の集積面積8割。これにつきましても、日本再興戦略、  
それから農林水産業・地域の活力創造プランが平成25年に策定されておりまして、そのときに  
8割という目標を定めたということで、従前の政策評価の指標におきましても同じ数字を使っ  
ておまして、今回も同じのを使うということです。

では日本再興戦略なりの中でどうして8割というのを定めたかという、これは日本の農地  
の太宗を集積していくということで、太宗というのを役所では大体8割というような数字を使  
っておりまして、8割というふうに設定したものと承知をしております。

それに加えて、委員から、ではこの8割というのは達成可能かどうかというような、ある意  
味本質をついた御質問を頂いております。

現在、この農地の集積率というのは、令和元年度で57.1%ということになっておりまして、  
8割まではまだまだ距離があるということでございます。

そう簡単なものではございませんけれども、昨年、農地中間管理機構の制度が導入されてち  
ょうど5年目でしたので、制度の内容を見直しました。例えば、手続を簡素化すると  
か、予算措置としまして、特に集積が難しい中山間地域については集積協力金の要件を緩和す  
るというようなことなども講じまして、何とかこの8割に近づく、達成できるように努力をし  
ていくということで、今回も8割を目標として設定をさせていただいております。

続きまして、篠原委員から、新規就農の関連で離職についてのお話がありました。毎年、

若しくは5年に一度のセンサスの中で農業経営体の数字を調査しておりますので、その中で離職というものについても数字上は出てくる仕組みにはなっておりますが、委員おっしゃるように、離職をした場合に、では次どうしているのか、高齢でそのままリタイアをするのか、ほかの職業に移っていったのかというようなことについては、悉皆的に調査をしているということではございません。あくまでも実例的なものととどまっております。

なお、新規就農の促進のために、交付金を交付する事業をやっておりますけれども、その事業の中では、何年後にどれだけ定着をしているのかという数字を拾っております。ざくっと言いますと、この交付金をもらって、大体9割の方が5年後まではきちんと農業をやっているというようなデータもございます。

委員のおっしゃったような、どうして辞めたのかとか、どういうところに行ったのかというようなことも、今後できる限りいろいろ調査をしまして、新規就農者の定着につなげていければというふうに思っております。

篠原委員の2点目の事業承継、これは非常に大事な課題だと思っております、今回の新たな基本計画の中でもかなりの分量を取って記述されております。

御案内のとおり、今、農業の担い手がどんどん高齢化している、また日本全体が人口減少しているということで、現在の農地なり、いろいろな施設・機械、もっと言うと技術とかノウハウ、販路とかもあると思うのですけれども、そういう資源を次の世代にどうやって確実に移していくのかということが非常に重要な問題でございまして、ではどういう仕組みにして、ここをつないでいくのかというのが正に課題になっています。先ほど申しましたように整理番号29番については、今後、経営継承に関する実態調査などを踏まえまして、来年度には指標という形で設定をさせていただければというふうに思っております。

それから、岸本委員の御質問でございました、経営局関係であれば、38番でございますけれども、従前の政策評価の指標でも同じように、ストックではなくて、単年度ごとに、とにかく14万ヘクタール頑張るんだというような指標にさせていただいております。ただし、これまでの表記の仕方だと、全体で8割という目標を定めておることとの関係がよく分かりませんので、今回からは括弧書きで「70.6%」「73.7%」というような割合も併記させていただいております。

現時点で8割の目標と随分乖離が生じておりますので、毎年14万ヘクタール頑張るんだという指標にすることによって、目標達成に向けたモチベーションが湧くのではないかとも思います。

それから、小針委員の御指摘につきましては、調査の手法について詳しい資料を持ち合わせておりませんので、後ほど御回答させていただければというふうに思います。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

○庄司農村振興局農村計画課長 続きまして、農村振興局でございます。

岸本先生の整理番号39番、40番のフロー、ストックの考え方でございます。

39番は、ただいまの経営局と同じような考え方だと思います。毎年毎年4,100ヘクタールぐらいずつ再生利用を進めていこうと、そういう目標ということで39番の指標を定めています。

それから、40番は農振の農用地区域内の農地面積を405万ヘクタールから10年後の令和7年に403万ヘクタールにまで、それぐらいの減少でとどめるという目標を立てています。正確に言うと10年じゃなくて、11年になりますけれども。それを毎年毎年の数字で置いていると、途中経過で置いていると、そういう示し方をしているものでございます。

以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

山崎委員から御発言の挙手がありますので、山崎委員にお願いしたいと思います。

○山崎委員 質問が2点ございます。

測定指標の中に、今回、「人・農地プラン」と「農地中間管理機構」という言葉が消えておりますが、その理由について教えていただきたいと思います。

もう一点は、37番の「収入保険の加入経営体数」の内訳について、平成30年度の2.3万件の加入している生産者の経営規模や品目はどのような状況で加入されているかを御説明いただければと思います。

また意見となりますが、「農業の持続的な発展」に関する施策全般について、いわゆるスマート農業と人・農地プランの実質化、農地中間管理機構のフル稼働、そして収入保険制度の推進についての合わせた内容となります。

今ほど挙げた4点は、生産現場から見ても、日本の衰退する農業の救世主となり、今後の新たな日本の強い農業づくりの主軸となると考えております。申し上げた4点につきましては、少しずつではございますが生産現場で浸透してきているのを感じる一方で、まだまだ普及の速度は遅く、強い農業づくりにはもう少し時間を要するかと感じております。目標年度や目標値は設定されているものの、農水省の職員の皆様のより一層の御尽力により、目標年度の達成が早まるよう、数年後には達成度合いが「A」となるようなことを強く期待しております。

結果的に、補助金依存型の農業者が減り、持続可能な活力ある日本の農業になってほしいと

考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

まず棚澤委員お願いできますでしょうか。

○棚澤委員 申し訳ありません、複数回の発言で。冒頭いろいろな御知見、ありがとうございました。

お答えに対して、ちょっとレスポンスをさせていただきたいと思います。

一つは、目標値の設定根拠、これは今年始まったことではなくて、例えば平成25年度とおっしゃいましたですか、そのときの実績を踏まえた目標値であると、こういうふうにおっしゃいました。ただ、平成25年度までの状況と今日の状況というのは本当に同じなんだろうか。例えば、これは正確かどうか分かりませんが、法人化の増加率ということで当時考えると、例えば一定の農業政策の帰結として集落営農が乱立して、それが法人化するというような形になって、そのレベルで言うと、もう法人化はかなり進んじやっていると。そういう意味では、もう伸び代ということ考えた場合、平成25年以前の時期と今日の時期、状況は同じかという、そういう分析が必要ではないかということです。

そういうことも含めて、担い手が経営する農地面積80%という数字は本当に達成可能な現実性を持った数字かということをお願いしました。

それとは別に、もう一つ別の角度からこの80%という数字の意味をちょっと考えてみたいと思うんですが、それは新たな基本計画です。この新基本計画は、これまでの計画と何かちょっとニュアンスが違うような書き方になっています。例えば、「農業現場を支える多様な人材や主体の活躍」という項目が入って、そして「中小・家族経営など多様な経営体による地域の下支え」という項目が入り、そこでどういうことが言われているかという、「地域社会の維持に重要な役割を果たしている実態」——これ中小・家族経営ですね。「中小・家族経営など多様な経営体が地域社会の維持に重要な役割を果たしている実態に鑑み」という文言が入り、そういう担い手が維持している農地維持機能というものに注目しているわけです。そうしますと、今述べたような計画の新しい方向性というものが目標値に反映されないだろうか。つまり、担い手として80%ということは、今言った中小・家族経営等々多様な経営体は20%しかそこに貢献しないという、割合としてはこういう関係になるのか、新計画がうたっている方向性と従来からの方向性との間に齟齬はないか、ということをお聞きしたいということです。

それから、先ほど80%への目標達成のために中間管理事業を活用して人・農地プランへと結びつけていくと言うけれども、たしか——私の記憶の誤りだったら御指摘ください。人・農

地プランでうたわれている地域の中核的な経営でしたか、これに集積しても、中間管理事業における集積金をもらえるとは限らないと思うんですが、その点は細かい話ですが、お答えいただければ有り難いと思います。

それから、もう一点だけ、承継の件なんですが、これは今お考え中ということですので、お願いしたいことがあります。それは第三者承継という形で比較的大きな経営体の承継ということに、関心を持って取り組んでおられるんじゃないかというふうにも思うんですが、家族経営の場合の承継の在り方です。これは比較法的な観点から言えば、フランスにおいても、ドイツにおいても、早い時期から次世代の農業経営者を特定して、そして現経営者との間で共同経営をさせると。まあ、いろいろな形ありますけれども、父子間の組合契約から始まって、賃貸借契約、そして農場譲渡契約へというような、かなり計画的な継承というものを想定している。そういったことも念頭に置きながら、それへの助成ということも含めて経営継承のことについて来年度以降考えていただきたい、こういうふうに思います。

すみません、長くなりました。以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

続きまして、金子委員お願いできますでしょうか。

○金子委員 整理番号28番と37番なんですが、28番は割合で出ているのですが、およそのところの分母・分子といいますか、私の記憶違いでなければ、まずその青色申告者になって、青色申告者じゃないと37番の収入保険には入れなくて、ということじゃなかったかなと。そうすると、28番が割合で、37は絶対数で、だけど、本当は37の青色申告者のうちのどれぐらいが入っているのか。何でそこが割合と絶対値で分かれているのかなとか、そういう部分と。まあ、感覚的に言うと、28番の割合は、私の仕事上の感覚だと、極端に低いんですね。白色申告を選ぶというのは、普通理由がないというんですか。意図的に、細かいことを聞かれないというので意図して白色申告を選ぶという人がまれにいるんですけれども、これで見ると半分というレベルなので、その辺については何か農協が指導するとか、何かそういうのはあるのかなというのをちょっとお聞きしたいところです。

以上です。

○常葉広報評価課長 ではここで、今度は役所の方から御説明の方をお願いしたいと思います。お願いします。

○前田経営局総務課長 ありがとうございます。まず山崎委員から、「人・農地プラン」とか「中間管理機構」という言葉が消えているという御指摘があったのですが、私の記

憶では従前の政策評価の測定指標にもなかったと承知しております。

新たな基本計画の中には「人・農地プランの実質化の推進」「農地中間管理機構のフル稼働」というくだりがあるのですが、これを受けた測定指標として38番の「担い手が利用する農地面積の割合」を設定しているところでございます。直接言葉が出てこないのので分かりにくいのですが、すけれども、人・農地プランをきっちり進めていく、また中間管理機構もフル稼働させる、その結果、農地を担い手に集積するということと御理解いただければというふうに思います。

それから、山崎委員からの二つ目の御質問の、収入保険についての2万3000の加入者の内訳でございますけれども、収入保険は去年の1月からスタートしまして、つまり去年の1年間が初年度だったわけでございますが、個人の農家が大体2万、残りの3,000弱が法人経営体となっております。

品目別に見ると、お米を作っている方が一番多くて2万2000ぐらい、次に多いのが野菜で1万6000、3番目に多いのが果樹で1万2000と。これは1人で複数の品目をなさっている方がいるので、延べ数となっております。

それから、榎澤委員のおっしゃいました農業法人なり農地の集積について、10年近く前に定めた状況と現在では状況がいろいろ変わっているんじゃないかという御指摘、ある意味ごもつものところがございます。我々も今回この指標を設定するに当たりまして、別に今回に限らず、状況を定期的にチェックし、いろいろな政策をチューニングするというのもしておりますので、現時点では、掲げました5万法人なり80%の農地集積ということについて、簡単な目標でないことは承知しておりますけれども、しっかり取り組んでいければというふうに思っております。

今回の新たな基本計画の中に、委員がおっしゃったように、「中小・家族経営など多様な経営体による地域の下支え」ということが特記されていますけれども、これは今まで大事にしていなかったわけではなくて、また、委員がおっしゃるように、「中小・家族経営など多様な経営体」というのは担い手ではないというわけではなくて、我々は担い手というふうに認識をしております。もちろん、そうじゃない中小の方もいらっしゃいますけれども、中小・家族経営も立派な担い手だと思っておりますので、そこにしっかり集約していくことによって8割ということを目指していきたいというふうに思っております。

二つ目に、中心経営体への協力金云々という御発言がございましたが、ちょっと質問の御趣旨がよく理解できませんでしたので、もし中間機構に関する助成について説明が必要であれば、後ほど御質問いただければというふうに思っております。



それから、金子委員から28番の青色申告についての御質問がございました。青色申告の測定指標について、割合で設定させていただいたのは、我々は今、青色申告者の数を増やすべく一生懸命頑張っているんだけど、経営体全体がだんだん減っていく中で、青色申告者の数もそれほど伸びない可能性もあるかもしれないということで、農業をなさっている方の数が減っていったとしても、基本的には多くの方が青色申告をやってほしいということで、割合という形で設定させていただきました。

ちなみに、現在農業経営体の数は118万9000、それから青色申告をなさっている数が46万4000。これを割り算すると、現在は39%が青色申告をなさっている農業者の割合ということになります。

一方、収入保険の測定指標については、何人の方が加入しているということが端的に捉えられまして、また、実施団体と国とで10万人の目標を掲げて取り組んでおりますので、割合よりも実数でカウントさせていただくこととしております。

なお、農業者における青色申告の推進につきましては、農業会議所等が中心となって、推進しております。白色申告が多いという実態にありますけれども、国としても収入保険の加入や農業者年金の保険料の補助には青色申告の要件をつけたり、ほかにも税制上のいろいろな特典等によって青色申告に誘導しているところでございます。

以上です。

○常葉広報評価課長 大変闊達な御議論をありがとうございます。役所の方も大変丁寧な説明をありがとうございます。

篠原委員と山崎委員から御発言の手が挙がっておりますので、もし可能であれば、このお二人の先生からの御意見なり、またそれに対する役所の説明ということで、このグループについての意見を1回閉じられればと思っておりますが、まずは篠原委員お願いいたします。

○篠原委員 ありがとうございます。

青色申告の件なんですが、実は広島では農協とか、いろいろなところと組んで青色申告の普及で動いたりしました。そのときに来られた方々の反応が、やはり高齢者ほど余りいい反応を示されない、若い担い手の方々は結構非常に意識が高くて、青色申告に移行される方が増えているように思います。

ですから、今後世代交代が進むのであれば、もう少し比率を高めを持っていかれることは可能ではないかというふうに考えております。

あともう一つ、これは青申と関係なくて、農業法人の数を増やしていくという件でございま

すが、広島県では皆さん御存じのとおり、農事組合法人が非常にたくさんありまして、これがまた、たくさんあるけれども、なかなか利益が出ない。細々とやるというところが余りにもたくさん多くて、それを合体させるとか、そういう動きがかなり出てきておりまして、こういうふうにして法人を増やすというのと、ちょっと違和感を感じる場所もありますが、その辺をどのようにお考えかということをお教えください。

以上です。

○常葉広報評価課長 では、すみません、山崎委員お願いいたします。

○山崎委員 整理番号27、28のところ、青色申告の割合と農業法人経営体の数について、まず必ず経営に対して会計が伴ってまいります。農業を持続させるための補助金も大変必要ではございますが、強い農業づくり、すなわち黒字体質の農業と考え、法人税や所得税をしっかりと納めている農業法人や農業者については、より一層の補助をすることにより経営の発展と拡大、そして農業経営によって収めた税金と、受ける補助金が循環するような仕組みが構築されることを強く望みます。

そういった優遇措置も使うことにより、法人数や青色申告者が増えるのではないかと考えます。

○常葉広報評価課長 では、役所の方からお願いいたします。

○前田経営局総務課長 ありがとうございます。

篠原委員のおっしゃった、高齢の方ほど抵抗があつて、若い方は青色申告が当たり前と思つていらっしゃる方が多いというのは、私も肌で感じます。

今おっしゃったようなところもきっちり踏まえて、我々も青色申告の推進にしっかり取り組んでいきたいと思ひますし、山崎委員の御発言の趣旨にありますとおり、では、青色申告をやっているような者しか支援をしないという究極の形にまで持っていくのか、現行のように、収入保険をやる上では青色申告、農業者年金の補助を受ける場合は青色申告とするなど一定のところを設定するのかということについては、今後よく状況も見ながら、検討させていただければというふうに思っています。

農業法人につきまして篠原委員からお話がありましたけれども、もう釈迦に説法でございまして、農業経営ということで見た場合には、やはり家族・個人経営でやっているよりも、経営管理の高度化だとか、経営を継承するときにも法人という形の方がスムーズにいくだとか、雇用の確保という意味でも法人に雇用されて技術を学んで農業をやるというような形でも、法人というのは非常に大きな受皿になると思ひますので、法人化を進めていくということについて

は引き続き目標として設定できればというふうに思っております。

以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございました。

それでは、先生方からこの項目についての御発言の御要望はこれ以上ないということであれば、このグループについての議論を終了したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、また説明者の入替えを行いますので、ちょっとお時間を頂ければと思います。よろしく願いいたします。

(説明者入替え)

○常葉広報評価課長 お待たせいたしました。

それでは、続きまして、整理番号でいきますと48から77につきまして、主要なもの、あるいは新規指標を中心に説明を、今回は生産局、それから政策統括官にお願いできればと思います。

では、まず生産局からお願いいたします。

○石田生産局生産推進室長 生産局生産推進室長の石田でございます。

生産局関係の指標を御説明いたします。資料2の3ページをお開きください。

政策分野⑨「需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化」、ここで生産局関係、15本の指標を掲げております。

上から順に、まず整理番号の48番から52番まで、生乳・牛・豚・鶏肉の生産量、そして鶏卵価格の安定化につきましては、これは継続の指標でございます。生産量の方は基本計画で定められている生産努力目標、これに即して設定しているところでございます。

そして、整理番号53番の飼料作物の生産量は新規の指標でございますけれども、飼料自給率の向上、これを目指す中で新たに指標として掲げることとしております。目標値は生産努力目標に即して設定しております。

そして、整理番号54番と55番は野菜の関係です。54は輸入品から国産への切替え、これを進めております加工業務用野菜の出荷量、そして55は野菜価格の安定化について継続して指標を掲げるものでございます。

56番は果実の生産量でございますけれども、これまでは優良果実の面積割合、これを指標としてございましたが、今後は生産量ということで収量等も含めて評価できる指標としていたるところでございます。目標値は生産努力目標に即したものとしております。

整理番号57、58、59、花き、茶、薬用作物については、これらは継続の指標となります。

少し飛びまして66番のGAPでございます。これまではオリ・パラの食材調達基準、これを

踏まえまして、GAP認証の取得者数を増やすと、これを指標としてございましたが、今後は認証に限定せずにGAPをする者、これを増やしていこうということで見直してございまして、GAPを実施する農業者数、これを指標としているところでございます。

目標値は基本計画の中で、ほぼ全ての産地でGAPを実施するということを掲げてございまして。結構高い目標だと思っておりますが、こういう状況を踏まえまして、産地の主な担い手数ということで24万経営体と設定しております。

整理番号67の農作業事故と、68の米の生産コストに占める資材費、これらは継続の指標となります。

続いて、4ページをお開きください。

政策分野⑫の「環境政策の推進」におきましても生産局関係の指標がございまして。

まず71番、農地土壌における炭素貯留量の関係ですけれども、これは継続でございまして。

72番で温室効果ガスの排出量、これは新規で定めてございましてけれども、この一部となるものが整理番号71番でございまして。いずれも政府の、あるいは農水省の地球温暖化対策計画に即して目標を設定しております。

有機農業につきましては、継続でございまして。

整理番号74、これは新規の指標でございまして。生産基盤となる土作り、これを強化していこうということで堆肥の施用量に関する指標を設定してございまして。

整理番号75と76は、世界的にプラスチックの問題が大きくなっておりまして、農業分野でもこの排出・リサイクルの関係、あるいは生分解性マルチ、これらの取組を進めていくこととしておりまして、指標を設定しているところでございまして。

最後の整理番号77番は消費の関係でございまして、SDGsの中で「つくる責任つかう責任」ということで持続可能な消費が掲げられてございまして、これを踏まえて新規に設定するものでございまして。

以上でございまして。

○常葉広報評価課長 続きまして、政策統括官の方からの説明をお願いいたします。

○葛原政策統括官付総務・経営安定対策参事官補佐 政策統括官でございまして。

名簿で総務・経営安定対策参事官の小林となっておりますが、本日は所用につき出席できませんので、参事官補佐の葛原から説明させていただきます。

政策分野⑨の60番から65番になります。

この60番でございまして、これは継続の指標で、「1人あたりの米の消費量」ということで、

引き続き基本計画の目標に沿った、目標としております。

61番につきましては、「事前契約に係る指標」というものがございますけれども、これは需要に応じた生産というものを進めていく観点で、事前契約を推進をしていこうということで基本計画でもうたっておるところでございます。ただ、事前契約の実態も踏まえて、実際に捕捉でき、かつ、どのような水準であれば、皆さんやっていけるかというところに関しては、引き続き研究会等を開催し議論することとしているところで、これはまだ「P」となっておりませんが、令和3年度に設定できるよう、引き続き検討しておるところでございます。

続きまして、整理番号62番の「小麦の生産量」でございます。こちらも継続でございますが、こちらも基本計画の生産努力目標に沿って引き続き指標としていきたいと考えております。

整理番号63番でございますが、「大豆の生産量」ということでこれも継続の指標になりますが、引き続きこれも基本計画の生産努力目標に沿って目標を設定していきたいと考えておるところでございます。

続きまして、整理番号64番で「飼料用米・米粉用米の生産量」とございますが、こちらも引き続き継続で基本計画の生産努力目標に沿ったものです。ただ、こちらの方は飼料用米と米粉用米というのを一くりにして、他用途の米についての生産量ということで指標化しております。

整理番号65番でございますが、こちらも米とか麦とか大豆とか、そういうものを想定しておりますけれども、「輸送効率に係る指標」ということで、やはり輸送の効率化というところも重要な課題となっておりますので、そういうもので何か指標を設定したいと考えておるところでございます。効率化に向けては、例えば、輸送資材の統一規格化とか、あるいは紙袋をフレコンにしていったりとか、共同輸送をどうやってやっていくとか、様々な課題があるわけですが、これに関しましても、業界の関係者の御意見等々も聞きながら、「P」となっておりますが、令和3年度に設定できるよう、現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方からの御意見、御質問を頂くことにしたいと思います。

天野委員から御発言の手が挙がっているようでございますので、天野委員お願いできますでしょうか。

○天野委員 天野でございます。御説明ありがとうございました。

私からは1点質問なんですけれども、今御説明いただいた整理番号65番の「輸送効率に係る

指標」です。これは私、流通・加工構造の合理化を図る上で大変重要な観点だなというふうに思っています。

その上で、今、令和3年度に設定されるという御説明も頂いたんですけども、現時点で、可能な範囲で構わないんですけども、こういった考え方で新しい指標というのを、今の説明でもいろいろな観点があったと思うんですけども、新しい指標をどういう形で、どのようなお考えがあって設定されようとしているのかお聞かせいただければというふうに思います。

以上です。

○常葉広報評価課長 先生方、ほかに御発言の御希望は。

山崎委員お願いいたします。

○山崎委員 整理番号73番の「有機農業の取組面積」についてです。私たち生産現場においては、有機JASの認証がありますので、「有機」という言葉について非常に神経質に農業をしております。認証以外は「有機」という言葉は使わないようにしておりますが、「把握の方法」の中の算出方法を見ますと、「有機JAS認証を取得している農地と、有機JAS認証を取得していないが有機農業が行われている農地を合算したもの」と書いてあります。ここで言う「有機JAS認証を取得していないが有機農業」という生産方法は、どのような定義となりますでしょうか。

○常葉広報評価課長 今のところ、ほかに委員の先生方から発言の手は挙がっていないようでございますので、それでは役所の方から、まずは天野委員の御発言に対するコメントをお願いできればと思いますけれども。

○葛原政策統括官付総務・経営安定対策参事官補佐 政策統括官付でございます。

天野委員から御質問いただきました整理番号65番の輸送効率についてでございますけれども、輸送に関する課題というのはかなり多岐にわたるところがございますので、現時点でこれというのがなかなか言いにくいところもありますが、これにつきましては、今後効率化に向けて予算要求等々も含めてどのような施策をやっていくかというところにも関わってくるところでございます。今こうだというのは特に申し上げられないのですが、先ほど申し上げたように、物流、共同輸送みたいなことです。物の移動も、小口の移動がだいぶ増えているという中で、あとドライバーの不足の問題とかも言われていますから、例えば共同輸送をどうやってしていくのか。他の課題としては、米なんかも紙袋で結構輸送されていますけれども、まとめてフレコンでどこまでできるんだろうか。そうしたら、実際にトータルとしてどのぐらい効率化するんだろうか。それらの検証も含めて、いろいろ検討が多岐にわたるものですから、そういうことを今から研

究して、次の年にはしっかりと指標として出せるようにやっていきたいと思っております。

○常葉広報評価課長 次、生産局の方からお願いいたします。

○石田生産局生産推進室長 有機農業の面積について御質問を頂きました。

今御質問の中で、少し有機肥料を使えばいいだけかというお話ございましたが、我が国におきまして有機農業推進法というものがございます。この中で定義がされているんですけども、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと」です。それと、「遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われるもの」ということでございますので、おっしゃったような、ちょっと有機を使うだけというものは、この中に入りません。有機JASに準ずるような農業というふうにお考えいただければと思います。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

先生方からほかに。

室屋委員お願いいたします。

○室屋委員 お茶の輸出額だけが特別な形でこうやって上がっているというのは何か意味があるのでしょうか。輸出促進全体で2兆円の目標があるんですけども、お茶だけこういうふうに特定しなきゃいけない理由というのは何かあるのでしょうか。基本的なことなんですけれども。

○常葉広報評価課長 先生方から、ほかに御発言の手は挙がっておりますでしょうか。ないようでございますでしょうか。

それでは、お茶についての説明をお願いできますでしょうか。

○石田生産局生産推進室長 生産局でございます。

お茶につきまして今後の需要というのを考えた場合、どこに期待できるかという、国内というよりは、むしろ海外に大きな需要があるということで、その市場を取っていこうということで、輸出に焦点を当てて指標を設定しているということでございます。これは、継続でございますけれども、目標水準を上積みする形で見直しているということでございます。

なお、基本計画の中でもお茶につきましての課題として、「更なる輸出拡大に向けて、抹茶・有機茶等への転換・改植などを進める」とか、「お茶のスマート農業化をする」とか、そういうことを掲げているところでございます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

このグループについて、ほかに御意見がないようでしたら、5分間の休憩を取ればと思っ

ているんですけれども、皆様、このグループにつきまして新たに御発言、御意見等ございますでしょうか。

では、山崎委員お願いいたします。

○山崎委員 76番の「生分解性マルチの年間利用量」について、一般的に使用されているマルチの年間の使用量はどれくらいになりますでしょうか。また、生分解性マルチとの割合はどれくらいかを教えていただければと思います。

○常葉広報評価課長 先生方からほかに御発言の御要望はないようでございますので、では今の回答を担当部局の方からお願いできますでしょうか。お願いします。

○石田生産局生産推進室長 農業用廃プラスチックということでございますので、生分解性以外の部分というふうにお考えいただければと思いますが、28年ですと約10万トンでございます。マルチを含む農業用廃プラ全体になりますけれども、こういう結構大きな量になります。生分解性マルチの量はまだごく一部というふうに言えるかと思います。

○山崎委員 ありがとうございます。

○常葉広報評価課長 天野委員、ボタンが押された状況になっておるようでございますけれども。こちらの勘違いであれば申し訳ないんですが。今御発言の御要望は特にないということ。

○天野委員 はい、そうです。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでしたら、先ほど申しましたように、ここで5分間の休憩ということにさせていただきます。3時20分からの再開ということにさせていただきます。よろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

午後 3時15分 休憩

(説明者入替え)

午後 3時21分 再開

○常葉広報評価課長 それでは、時間でございますので再開させていただきたいと思います。お待たせをいたして、すみませんでした。

それでは、中目標でいきますと3番「農村の振興」に関する施策に係る測定指標についての議論に移らせていただきたいと思います。整理番号では78番から102番までとなります。主要な項目につきまして、農村振興局からの御説明をお願いいたします。

○庄司農村振興局農村計画課長 委員の皆様、お疲れさまでございます。農村振興局農村計画課の庄司でございます。引き続きよろしくお願いいたします。



このたびの新しい食料・農業・農村基本計画では、農村政策の方を強化いたしまして、今回、政策分野⑬番「所得と雇用機会」、⑭番「人が住むための条件整備」、⑮番「新たな動きや活力の創出」という3本の大きな柱を立てて整理をしております。各柱ごとに主な指標を御説明したいと思います。

まず⑬の「所得と雇用機会の確保」でございますが、整理番号の81番を御覧ください。

先ほど篠原委員からジビエの利用量についての御指摘がございまして、まさに今回基本計画の見直しを踏まえて、測定指標の方にもジビエの利用量を定めるように目標をつくることにしております。データの出てくる時期の関係で、途中年の目標値はまだ数字が入っておりませんが、基準値というか、発射台のところが大体2,000トンぐらいで、それを倍増させると。令和元年の数字を7年には倍増させるということで、最終目標をお示ししていますが、中間の目標は今後のデータを踏まえてまた決めていきたいと思っております。

それから、整理番号83番を御覧ください。農村産業法でございます。農村に企業を誘致して所得と雇用を生み出そうという法律でございまして、これの誘致企業数の目標を定めることにしております。

それから政策分野⑭になりますけれども、「人が住むための条件整備」の部分でございますが、整理番号92番を御覧ください。「中山間直接支払により減少が防止される農地面積」の指標を定めることにしております。

それから政策分野⑮番、一番下のパートになりますけれども、「新たな動きや活力の創出」の分野でございます。

整理番号100番を御覧ください。「指定棚田地域振興計画の策定」に関する指標でございます。昨年棚田法が成立しまして、現在、棚田を振興する地域を指定しております。棚田法は6年度までの時限立法になりますので、100地域を目標に地域を増やしていきたいというふうに考えております。

このほか、特に一番下の⑮番の分野においては、これまでやっていなかったような新しい政策を積極的に書くなどしていますので、まだ新しい概念で概念がきちんと決まっていないものとか、あるいはまだ数字がなくてやむを得ずアウトプット指標を仮置きしているものとか、そもそも対象になる施策がまだないようなものもございまして、これを、今年度はちょっと難しいですけれども、可及的速やかに指標の設定、さらにアウトカムの指標になるように検討してまいり所存でございます。

以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方からの御質問、あるいは御意見等をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

どなたからも御発言の御希望がないようでございますけれども、よろしいでしょうか。

では、無理をお願いするというのもかえって恐縮ですので、ではこのグループについての御議論は取りあえず一つの節目ということにさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

では、ありがとうございます。また説明者の入替えを行いますので、ちょっとお時間を頂ければと思います。よろしく願いいたします。

(説明者入替え)

○常葉広報評価課長 すみません、大変お待たせしまして申し訳ございませんでした。会議を再開いたします。

続きまして、中目標の4、災害関係の測定指標についての議論に移りたいと思います。整理番号でいきますと103から112までとなります。

災害総合対策室から説明をお願いいたします。

○影山大臣官房地方課災害総合対策室長 それでは、説明させていただきます。

資料2の6ページを御覧ください。

中目標4の「東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応」の測定指標について説明いたします。

まず、政策分野の⑩「東日本大震災からの復旧・復興」では、基本計画に記載のとおり、「地震・津波被災地域において、農地等の整備の完了」「農産物の出荷前の放射性物質の検査の実施」「被災地域の農産物・食品の販売拡大の後押し」等を進めることとしており、それぞれ測定指標を設定しています。

上から三つ目の測定指標「原子力被災12市町村の営農再開面積」についてですが、基本計画に記載のある「農業者の経営再開の支援を引き続き推進する」に対応しています。現状で営農再開面積が3割にとどまるため、これまで行ってきた被災農業者への支援や農地・農業用施設の整備等により引き続き営農再開を促進してまいります。

年度ごとの目標面積については福島県と調整しておりまして、福島県が今年度末に公表する農林水産物振興計画等を踏まえ、令和3年度に設定することとしております。

続いて、政策分野⑪「大規模自然災害への備え」では、基本計画記載のとおり、「異常気象

などのリスクを軽減する技術の確立・普及」「初動対応をはじめとした災害対応体制の強化」「不測時における食料安定供給のための備えの強化」等を進めることとしています。

この⑰の一つ目の測定指標「農業保険の加入率（園芸施設共済）」については、基本計画記載の「農業保険等の普及促進・利用拡大」に対応しています。

近年の異常災害により、農業用ハウスに大きな被害が発生しています。施設園芸を営む農業者の太宗が園芸施設共済に加入するよう、令和3年度に加入率8割を目指して加入推進を図っていることから、平成30年度の加入率55%を基準とし、令和3年度以降を80%とすることとして設定しています。

政策分野⑰の三つ目の測定指標は「ため池等の整備により湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積」となっています。基本計画記載の「農業水利施設等の耐震化、非常用電源の設置等」に対応しています。

平成28年度から令和2年度までを計画期間とする土地改良長期計画に計画されている防災重点ため池の整備や排水機場・排水路の整備によって湛水被害の防止が図られる面積を目標として設定しています。

新たな土地改良長期計画が今年度中に策定されることから、令和3年度に指標を見直すこととしています。

最後の政策分野⑱については、総合評価により災害復旧事業の進捗を中心に効果の把握に努めてまいります。

説明は以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方から御意見、御質問をお願いできればと思います。

では、まず金子委員お願いいたします。

○金子委員 整理番号104番についてです。

以前、山崎委員から教えていただいた話によりますと、お米は全量検査をしているという話を聞きましたが、それ以外の「農畜産物」というような表現になっておりますけれども、その検査の状況、現況と言うのですか、について教えてください。

以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

回答に移ります前に、何人かの委員の方々から御発言いただいてからというやり方で進めておりますので、まずは小針委員から御発言の御意向が示されておりますので、小針委員お願い

いたします。

○小針委員 2点ございます。

一つは東日本大震災の被災農地の復旧の営農可能面積のところですけども、今回新規でこの形に入っているということになります、このタイミングで何でこれが目標になっているのかなというのが復旧調査をやっていた人間としては少し違和感があります。

というのは、被災農地の復旧・復興のところの事業そのものは、もうほぼほぼ終わっているという状況ではないかなというふうに岩手県状況等々を見ていると認識をしておりますので、ここでというのが違和感があるかなというのが一つです。

あともう一つが農業保険、園芸施設共済のところに関してですけども、リスクに備えるということで共済が重要だということは認識するんですけども、保険の方法って共済事業だけではないという部分もあると思うので、そのところ、施策の関連として園芸施設共済はこういう形で助成なり何なりというのも強めていくからこういう目標にしているのか、そのあたりの考え方を教えていただければと思います。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

山崎委員からも手が挙がっておりますので、お願いいたします。

○山崎委員 大規模自然災害に関連いたしまして、近年記録的な豪雨により各地で河川の氾濫等が頻繁に起こっておりますが、田んぼは面的治水能力が大変高く、田んぼダムとも言われております。現在は意図的に私たちは田んぼを治水目的として利用しておりませんが、今後は田んぼを一時的にダムとして利用できるような簡易整備が必要になってくると思っております。

水田が多い日本では、水田の下流域の都市部を守るという施策も必要かと思いますが、その点については今後どのようにお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

では、ここで1回、委員の皆様方からの御意見を承ったということで、それぞれ答えるべき担当の方からの御説明をお願いいたしたいと思っております。

まずは、最初の金子委員の方の関係の説明をお願いします。

○橋本生産局生産推進室課長補佐 金子委員の御質問の関係でございます。

検査の関係は、これまで先ほどお米の方は金子委員おっしゃったとおりなんですけれども、ほかに麦、大豆、野菜、果実、茶等を検査しているところでございます。

こちら、平成30年度の基準値はゼロとなっておりますので、現在、放射性物質濃度が基準値を超過した農畜産物は出てはいないんですけども、数年前にたまに粟、ソバが基準値以上

のものが出たりしています。

○金子委員 それはサンプル検査という意味ですか。

○橋本生産局生産推進室課長補佐 そうです。

○金子委員 では逆に言うと、米だけが全量で、他はみんなサンプル検査。

○橋本生産局生産推進室課長補佐 そうですね。

○金子委員 分かりました。

○常葉広報評価課長 では、次は農村振興局お願いいたします。

○庄司農村振興局農村計画課長 農村振興局農村計画課の庄司でございます。

まずは小針委員の方から、東日本大震災の「被災地域における営農再開が可能となる農地面積」の事業でございますが、これは申し訳ありません、新規となっておりますが継続でございます。昨年も、私御説明した記憶がございますけれども、これは長い期間で見通せないものですから、毎年毎年福島と数字を調整して、毎年毎年やっていくものでございまして、昨年もやっております。お手元の資料4の79ページを後で御覧いただければ、そこに入っていますけれども、大体目標を達成していますので、今年もまた数字を設定してやっていきたいというふうに考えております。

それから、山崎委員の田んぼダムですが、防災の観点から、非常に重要な観点だと思っております。

今年の土地改良の長期計画の改定においても論点になってくると思いますので、担当課の方に伝えまして、議論を深めてまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○常葉広報評価課長 経営局申し上げます。

○前田経営局総務課長 経営局総務課長でございます。

小針委員から、整理番号107番の「農業保険の加入率（園芸施設共済）」のお話がございますけれども、ここに園芸施設共済を載せておりますのは、近年の自然災害で大きな被害が出ているものとして園芸施設、つまりパイプハウスとかガラスハウス、これが潰れてしまうということがございます。

この園芸施設につきましては、政策保険として園芸施設共済がございますので、できればこれに加入をしていただきたいと。にもかかわらず、加入率が5割程度ということでございまして、しっかりと農業者の太宗に加入していただくということで、8割という目標を特に定めさせていただきます。

それ以外に、自然災害が起こりますと農作物が被害を受けることももちろんあるわけですが

れども、それにつきましては先ほどのパートで出てきました収入保険だとか、農業共済の中でも農作物共済とか、いろいろな保険がございまして、それを自分の経営に合った形で選択していただくということで、特に統一的な目標値を定めておりません。

以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

では、山崎委員、手が挙がりまして、お願いいたします。

○山崎委員 106番の「大都市圏への福島県産の主要青果物の供給量」について、全体の生産量とそのうち大都市圏へ流通している量と割合は、どれくらいになるか教えていただければと思います。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それから、次に岸本委員、御発言のボタンを押していただいているようですので、お願いいたします。

○岸本委員 すみません、ちょっと聞きそびれたかもしれないんですけども、⑰の「大規模自然災害への備え」という、この大規模自然災害がどんな災害を想定しているのかをちょっと教えていただきたいと思っています。異常気象とか洪水とかは割と明示的に出てくるんですけども、例えば火山の噴火ですとか、いろいろ数限りなくあると思うんですけども、どの辺まで想定されているものかということをちょっとお聞きしたいと思いました。

以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

では、お二人の委員の方からございましたので、役所の方からお願いしていいでしょうか。

では、お願いします。

○影山大臣官房地方課災害総合対策室長 災害総合対策室でございます。

すみません、最初の山崎委員から御指摘のありました分母というものは福島県で産出されている青果物の全体量ということだと思っておりますが、すみません、今手元に数字ございませんので、改めて御報告させていただくということでよろしいでしょうか。申し訳ございません。

それから、岸本委員から御質問のありました大規模自然災害についてですけれども、一般的にはもちろん豪雨とか洪水とか地震とか、そういったものでございまして、政府として対策、新たな支援策が講じられるものをイメージしておりますが、特段ここに明確な定義が、ここまですりというものにはございませんで、当然火山の噴火等で農作物、あるいは農林水産業に影響を与えるものについては、当然そういったものも対象になるというふうに考えております。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

ほかに先生方からございますでしょうか。

では、特にならぬようでございますので、以上をもちまして災害関係の分野、中目標4についての議論を終了いたしたいと思っております。

また、説明者の入替えを今から行いますので、しばしお待ちいただければと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

(説明者入替え)

○常葉広報評価課長 お待たせいたしました。それでは、そろそろまた会議を再開いたしたいと思っております。

ここまでの議論で、大きな一つ目の議題、農政分野についての議論を終了いたしましたので、ここからは二つ目の議題といたしまして、林政分野についての御議論をお願いできればと思っております。

林政分野に関しましては、本年は新しい森林・林業基本計画の見直しを行う年となっております。このため、今回は令和元年度の実績評価を行いまして、その結果を次の基本計画に反映させていくということが大変大事であると思っております。先生方の御意見を頂戴できればと思っております。

関係資料といたしましては、資料の5と6になります。

林野庁の方からの説明をお願いいたします。

○河南林野庁林政部企画課長 林野庁企画課長でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

では初めに、資料5に基づきまして令和元年度の実施施策に関する政策評価書、こちらから御説明を申し上げます。

1ページをお開きくださいませ。

初めに、政策分野⑱「森林の有する多面的機能の発揮」というところでございます。

グリーンとオレンジでマーキングをされておりますNo. 3とNo. 4につきまして御説明を申し上げます。

まずNo. 3のところであります緑の「造林コストの低減」の欄でございますけれども、人工造林面積のうち、コスト低減が可能となる三つの新しい技術を用いて取り組んだ面積の割合を見るものでございます。

目標値が29%ということに対しまして、実績値が34%と大幅に超過をしておりますことから

「A'」の評価となっております。

この原因といたしましては、低コスト造林の施策の推進の結果、初年度の目標を大きく超えて、これらの技術を用いた再造林が広がったということでありまして、特に新しい技術のうちの二つ目に、「コンテナ苗による植栽」という文字があるかと思うんですが、ここが想定を超えて伸びているということが効いているものでございます。

コンテナ苗と申しますのは、野菜とか園芸などで一般的にポット苗というのを皆さん御覧になると申すんです。あのすぽっと抜いて土がついたまま植える、そういうものでありまして、一般的に山で使われる苗は今までは裸苗と申しまして、土を全部取って植えていたんですけれども、それを今は土をつけて——土というか、ヤシ殻とかをつけたまま植えるというものが増えてきております。裸、根がむき出しになっているものと比べまして乾燥があまりないものですから、時期を選ばずに植付けができる。その結果、枯れない確率も高まるということで、今広がってきているものでございます。

こういったメリットへの評価が広がっていることによって、当初の見通しを上回って普及が進んできていると認識をしておるものでございます。

関連いたしまして、No. 4の方でございまして、オレンジの「種苗の確保」のところでございますが、これはこのコンテナ苗の生産に関する指標であります。コンテナ苗の生産事業者のうち、一定規模、年間で5万本以上の出荷でございまして、こういう事業者の割合を見ることで、生産体制の効率化の状況を把握しようとするものであります。

目標値の44%に対して28%にとどまっておりますことから「C」評価となっております。

その理由でございまして、右側の方にちょっと細かく書いておりますけれども、絶対数で見ると、この割合を見る分子の方、一定規模以上の事業者もおおよそ2倍に増加をしております。一方で、分母となります全事業者数、全事業者の数なんですが、目標設定時には、当時はちょっと下向きの減少傾向にあったものですから、おおむね横ばいで推移するというふうに見込んでいたんですが、これが1.5倍に増えたということが効いております。

先ほど緑の指標No. 3のところの説明で、コンテナ苗を用いた植栽が大幅に伸びたというふうに申し上げましたけれども、こういうメリットが評価されて需要が広がったことへの対応として、供給側でも新規参入者が増えるという動きが出てきたというふうに見受け止めております。

参入の当初はどうしても規模も小そうございますので、ここで見ている指標も下がるという結果になりました。

コンテナ苗全体で見ますと、ここにも御紹介しておりますが、総供給量が1,800万本という



ことで、27年度の4倍へと大幅に増えてきております。引き続き効率性にも配慮しながら供給力の強化を図ってまいりたいと考えておりますけれども、この指標の在り方については新規参入者数の動向も踏まえたものとなるよう、改めて検討していきたいと考えております。

次に、3ページでございます。

今度は政策分野の⑳「林業の持続的かつ健全な発展」に関するものであります。

ここではNo. 6を御覧ください。オレンジでマーキングされております「人材の育成及び活動推進」という目標のうち、「安全かつ効率的な技術を有する新規就業者」という指標でございます。

元年度の数値の把握、もう少し時間がかかるものですから30年度の数値で評価をしておりますけれども、目標値が1,200人に対しまして実績が855人ということで、達成度合いは「B」評価となっているものでございます。

この理由といたしましては、全産業の有効求人倍率が上がる中で、正に世の中全体で人手不足感が強まって、産業間の取り合いにある中で、なかなか林業を選んでいただく方が減ってしまった、これが原因だというふうに思っております。就業先としての林業の魅力が向上するように、これは労働環境であったり雇用条件、待遇であったりということなんですけれども、その改善を図ることが大切と考えております。

それから、最後4ページでございます。政策分野㉑「林産物の供給、それから利用の確保」に関するものでございます。

No. 4のところ、オレンジでマーキングをされております「木材需要の創出」のところ、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」、私ども「クリーンウッド法」と呼んでおりますけれども、この法律に基づく登録木材関連事業者数に関する指標でございます。

この法律、平成28年に制定されまして、29年から施行されているものでありますけれども、元年度の目標値11,000に対しまして、実績は残念ながら418と極めて低位になっておりまして、「C」評価となっております。この理由といたしましては、様々な業態の木材関連事業者の方がいらっしゃる中で、この制度に関する認知度が消費者を含めて不足をしていること、それから何よりも実際に登録を受けるメリット、これがなかなか十分に感じられないということがあろうかと思っております。

法律上は、こういう登録事業者ですよというふうに名前を使っていいということになっているんですけれども、それがなかなか十分なメリットとして受け止められていないということでもあります。

今後の対応でございますけれども、取組の実態ですとか問題点の把握ですとか、そういったものについてこれまで以上に努めて課題を整理することはもちろんなんですけれども、そもそも政策の目指すところが、合法に伐採されたことが確認できる木材の流通量を増加させていくというところにあるかと思っておりますので、流通に係る実態把握が可能となる、より適切な指標がないかということも含めまして、来年改定をされます基本計画の下での施策の展開の在り方を考えてまいりたいと思っております。

以上が元年度の実実施策に関する御説明でございます。

引き続きまして、資料6の方を併せて御説明申し上げます。

令和2年度の実実施策に係る事前分析表についてであります。

おめくりいただきまして、1ページと2ページのところに同じ指標が二つ出てまいります。

「国産きのこの生産量」に係る数値の見直しを行いたいと考えているものであります。

ここで挙げている指標でございますけれども、従来から食料・農業・農村基本計画におきます生産努力目標、こちらの政策評価の指標としても掲げて使ってきているところであります。今年3月に農業の基本計画の見直しが行われまして、目標とする数量を46万トンから49万トンに見直すということが行われまして、これを合わせる形で整理を行ったものであります。

健康志向による需要の増加ですとか、外食産業における国産きのこ活用の進展というものがありますので、国民1人当たりの消費量を伸ばす、その結果としてここに掲げたような数値になっているということでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。よろしく御願申し上げます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、委員の皆様方からの御意見、御質問を頂戴できればと思います。よろしく御願を申し上げます。

篠原委員からボタンを押していただきましたので、では篠原委員お願いできますでしょうか。

○篠原委員 すみません、ここで御質問していいのかどうかちょっとよく分かりませんが、鳥獣被害の関係なんです、市町が鳥獣被害に取り組んでおられることはよく存じ上げております。

そのために狩猟をしていただいて、していただいた方には尻尾の数に応じて料金を払うとかというのを私聞いたことがあるんですが、このやり方の結果、とある市町では山の中に尻尾以外の残骸がかなり放置されていて、それがまた問題になっているというようなことを聞いております。

尻尾でやらないと、皆さん、それをどう運ぶのかという問題があつて難しい面もあるかと思うのですが、この辺のカウントの取り方をもう一つ何か工夫ができないかなとか、そういったようなことを考えております。

以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

室屋委員、挙手を頂いたというふうに。

○室屋委員 先ほどクリーンウッド法の浸透がいまいちだというお話があつたんですけども、これは合法的な木材を利用する実需者サイドと言うんですか、ハウスメーカーとか、そういうところに何かインセンティブを与えるような取組とかはされているのでしょうか。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

では、取りあえずここで一旦切りまして、お二人の委員の先生方からの御発言に対する説明を、では林野庁の方からまたお願いいたします。

○河南林野庁林政部企画課長 まず、鳥獣に関してでございます。と申し上げながらなんですが、そういう鳥獣自体を駆除といいましょうか、減らしていく取組自体は主に農村振興局の方の事業の展開として取り組んでいるところでございまして、今お話を頂きました問題点というか、関心につきましては、農村振興局の担当の方に私どもの方から伝えさせていただきたいと存じます。

あと併せまして少し申し上げますと、私どもの林野庁の分野ですと、木を切った後、造林をいたします。造林をすると、木が小さいわけですけども、それを鹿とかが食べちゃうというのが非常に大きい問題だというふうに認識をしております。例えば植えたところの周りを木で囲うとか、その植えたエリアを囲うとかという取組をしているところでして、そういったところでは引き続き今やっている取組を、なかなか現場は大変な思いをされているというのを重々認識しておりますので、御指摘を頂きました駆除に係る取組と併せて引き続き施策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、室屋委員の方からございましたクリーンウッドの方は、理想的なことを申し上げますと、実需者、消費者といいましょうか、そこに近いところの方から、こういうきちんとした取組を行っている登録事業者の扱っている木材を使ったものを私は使いたいんだというような声の実需の方から届けば、そういった声に応える形で関連している事業者——木材の流通業者なんですけれども、その人たちもこの登録を進めようというインセンティブが高まるかと思っているんですけども、消費者の方への周知、私ども事業も講じているところなんですけ

れども、なかなか高まっていないというのが一つの大きな要素かと思っております。

更に関連して申し上げますと、木材の流通業者、最初に木が、国内であれば国内から出てくる、輸入される木材であれば海外から入ってくるというところで、日本にまず入ってくるという、そういう入り口のところがありますので、そこでしっかり確認できれば、その後のところはそういう確認できたものが流れていくということもあろうかと思っておりますので、きちんとした、登録事業者の推進ということと併せまして、できるだけ入り口の時点からそういう確認が進むような取組というのが一つの方向ではないかというふうに思っているところでございます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

先生方、何かほかに御発言等の御希望がございましたら、お願いいたします。

では、糊澤先生お願いできますでしょうか。

○糊澤委員 No. 1について御質問しますが、基準年度、平成27年度、これが基準値71%となっておりますが、この数字なんですけれども、71%というのは何の71%かということ、私有人工林の半数310万ヘクタールに対する71%という理解でよろしいでしょうか。

そして、元年度に76%、それから令和2年度、今年度については8月頃、速報値とあるんですが、大体でいいんですけれども、どのぐらいになっているのかということが一つ。

それから、この集積・集約は専ら森林経営管理制度の運用を通じた数字というふうに考えてよろしいのでしょうか。

ちょっと質問だけですが。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

では、林野庁の方からお願いできますでしょうか。

○河南林野庁林政部企画課長 お答えを申し上げます。

まず、この71%という数字のところでございますけれども、先生からお話がありましたとおり、私有人工林のうち、おおむね半分の集積・集約をする。具体的には310万ヘクタールを集積・集約するということを当面の目標として掲げております。

したがって、この310万ヘクタールまで届きましたら、100%という計算の仕方でありませぬ。

その際、カウントする面積でありますけれども、従来、森林経営計画というものを皆さんにつくってきていただきました。そういう計画などでカバーされている面積に加えまして、森林経営管理制度で新たに経営管理権を設定し集積・集約した面積を足し上げたものを310万ヘク

ターゲットに近づけていくという考え方で取り組もうとしているものでございます。

昨年度の数字ですけれども、8月頃にはということでごここに書かせていただいているんですけども、申し訳ありません、コロナの影響もありまして集計が遅れておりまして、今日の時点では御報告できる数字を手元に持っていないというのが今日の時点の状況でございます。

○棚澤委員 すみません、ちょっと追加でよろしいでしょうか。

前年度の集積のうち経営管理権を設定して集積されたパーセンテージはどのぐらいか分かりますか。

○河南林野庁林政部企画課長 今手元にある数字を御紹介申し上げます。

森林経営管理制度に基づく経営管理権集積計画なんですけれども、今年の3月の時点で560ヘクタールが策定をされたという、そういう状態にまだとどまっております。全体の何万ヘクタールという数字から比べますと、まだ非常に低位にとどまっているというのが今年の3月時点の数字でございます。

○棚澤委員 560ヘクタールですね。

○河南林野庁林政部企画課長 はい。

○棚澤委員 ありがとうございます。

○常葉広報評価課長 先生方、ほかにございますでしょうか。

では、ないようでございますので、それでは、林政分野についての議論をこれにて終了ということにさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

では、説明者の入替えを行いますので、しばしお待ちください。

(説明者入替え)

○常葉広報評価課長 では、続きまして、今度は大きな三つ目の議題として、水産行政分野についての御議論をお願いできればと思っております。

水産分野につきましては、来年度が評価の実施年度となっておりますので、その基礎となります測定指標につきましては、より適切な評価に資するような御意見を頂戴できればと考えているところでございます。

関係資料は資料の7と8になります。水産庁からの説明をお願いしたいと思っておりますが、念のため申し上げますと、さっきも申し上げているんですが、マイクはあそこの真ん中のテーブルにある小さい円盤みたいなのがマイクになりますので、向こうに声が届くような形での説明をお願いできればと思っております。

では、水産庁の方からよろしく願いいたします。

○押切水産庁漁政部企画課長 よろしく申し上げます。水産庁企画課長の押切です。

水産関係の説明ということですので。今御紹介がありましたように資料7ということになります。

今回、政策分野でいくと②番「水産資源の回復」、③番「漁業経営の安定」、そして④番「漁村の健全な発展」、これらで一つずつ測定指標の見直しをさせていただきたいものがあるということでございます。

まず1ページ目にあります政策分野②番「水産資源の回復」についてでございますが、この「国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進」、これのうち「資源管理の高度化」の測定指標でございます「資源評価対象魚種のうち中位又は高位水準の魚種が占める割合」、これについて今見直しを考えております。

今までの測定指標は、資源管理の効果を見極めて中期的な動向を見て判断する必要があるため、毎年度の目標として直近15年における中・高位にある魚種の上位3分の2以内の比率、これを測定指標として設定をしてきたところです。

令和元年度より、改正漁業法に基づく資源管理を推進するということになっております。新しい資源評価が開始されましたことから、これに基づく測定指標へ今回変更をすることといたしました。

従来使用していました「高位・中位・低位」の3段階の区分ではなくて、持続的に生産可能な最大の漁獲量、通称「MSY」と呼んでいますが、これを達成する「親魚量」と「漁獲の強さ」、これを算出しまして現在の状況と比較をする新たな資源評価手法に順次移行していくということになっておりますので、新たな資源評価が行われた水産資源については、漁獲の強さがMSY、先ほど紹介しました最大持続生産量を実現する水準を下回る、又は親魚量がMSYを実現する水準を上回る場合は、適正な漁獲の強さで資源管理が行われているということで、これを今般測定指標として設定をいたしましたということでございます。

なお、新たな評価指標に移行していない従来の資源評価が行われている魚種については、これと同等の指標として、過去20年以上にわたる資源量の推移から「高位・中位・低位」の3段階で区分した水準のうち中位又は高位にあるもの、これを測定指標として使用しております。これが一つ目です。

続きまして、2ページ目でございます。

政策分野③番「漁業経営の安定」。

これに関しましては、「漁協系統組織の役割発揮・再編整備等」という、この測定指標であります「広域での漁協合併件数」の見直しでございます。

漁協系統組織は、令和元年度までの3年間で「JF経営基盤強化実践期間」と位置づけまして、経営基盤強化に向けた合併等の漁協組織再編の取組であることを踏まえて、3年間で広域での漁協合併件数を測定指標としてまいりました。

今般、これの終期を迎えるということですので、新たな指標を検討するに当たりまして、改正漁業法では新たな資源管理システムであるとか沿岸漁場管理、これらの導入を予定しております。これらに対応するためには、引き続き漁協の事業・経営基盤を迅速に強化する、これが必要になっております。

このために、広域合併に限らず、迅速に漁協の事業・経営基盤を強化することも必要だということで、広域漁協合併などによる漁協の事業・経営基盤の状況をより直接的に表す沿海地区漁協の組合数を測定指標といたしたいと思っているところでございます。

最後に3ページ目でございますが、政策分野④番の「漁村の健全な発展」、このうちの「加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開」で、さらにそのうちの「多様なニーズへの対応による消費量の拡大及び水産物の輸出促進」の測定指標でございます「水産物の輸出額」、これの見直しです。

現行の水産基本計画におきまして、農林水産物輸出額につきまして、31年に1兆円を、うち水産については3,500億円を目標となっております。これも終期を迎えますので、新たな指標を設定するというところでございます。

先般閣議決定した食料・農業・農村基本計画などにおきまして、令和7年までに農林水産物・食品の輸出を2兆円、うち水産物が5,568億円、12年までに5兆円、うち水産物1.2兆円、これを目指すということになっておりますので、今般改めて7年を目標として設定をいたしました。

なお、本指標は政策分野2の1の①、御説明があったと思いますが、「農林水産物・食品の輸出額」の測定指標の内数となっておりますので、同様の理由で各年度の目標値を設定しているところでございます。

当方からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございました。

それでは、水産庁の方からの説明が終わりましたので、委員の皆様方からの御意見、御質問を頂戴できればと思います。よろしくお願いたします。

では、まず最初に石井委員の方からボタンが押されましたので、石井委員お願いたします。

○石井委員 まず政策分野②番「水産資源の回復」ということで、資源評価が新しくなったと

いうことで、ちょっと教えてほしいのが、まず質問です。

今までの高位・中位・低位という区分から、今回は新しい資源評価ということでMS Y水準を目指す。そういう概念がいろいろあるんですが、MS Y水準のことは目標管理基準で、その60%を限界管理基準と言うんですけれども、高位・中位と目標管理基準、限界管理基準との、まあ、関係はないのかもしれないですけれども、高位・中位がどのあたりに位置するものなのか、値が。それをまず一つ教えてほしい。

それともう一つ、TAC魚種をこのまま増やしていくということを聞いているわけですが、これが資源管理基本方針で今パブコメを募集中みたいですけれども、2023年まで、令和5年までにTAC魚種を漁獲量ベースで8割を目指すと書いてあるんです。8割を目指すということになると、②番の「資源の回復」で、令和12年までに目標を65.4%というのが果たして整合性があるのかなということ。

というのは、新しい資源管理をMS Y水準を目標としたときに高位・中位というのが、例えば限界管理基準にまだなっていない資源については、やっぱり低位なのか。それとも、漁獲圧を下げた時点で中位とか高位になるのか。まあ、高位になるとは思わないんですが、どのような評価をもって、そういうことを判断するのかということをお教えください。

以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

今の御質問にお答えいただく前に、金子委員からも手が挙がっておられたと思います。お願いいたします。

○金子委員 2ページですけれども、協同組合の数が減ると。合併数から、合併の件数から組合の絶対数の減少というふうに書いているわけですが、この協同組合という人格が合併以外で減るケースというものはあるのでしょうか。例えば、普通の法人格では単純に組合員数が減ったら解散するとか、要するに、もうやるべきことがなくなったからとか、あともっと悪い方でいけば破綻というんですか、破産みたいな方向というんですか、負債が多くなってしまっ。そういうのというものはあるのでしょうかという質問です。

以上です。

○常葉広報評価課長 ここまでで一旦一区切りということで、では水産庁の方からの御説明をお願いしますでしょうか。

○藤原水産庁資源管理部管理調整課長補佐 ありがとうございます。水産庁管理調整課の藤原と申します。



まず、石井委員から頂きました御質問についてお答えさせていただきたいと思います。

まず一つ目として、これまでの中位・高位というものが改正漁業法に基づく目標管理基準値ですとか限界管理基準値とどのような関係があるのかという御質問だったかと思います。

これにつきましては、完全に一致するものではないんですけれども、これまでの低位と中位の間のものが、いわゆる限界管理基準値と同程度のものというふうに考えていただければと思います。

中位と高位の間というものは魚種によっても違うんですけれども、基本的にはこれまで経験した資源量のうちの上位3分の1に入るものが高位、それ以下のものが中位。さらに、限界管理基準値と同じレベルよりも下のものが低位というようなくくりで評価がされてきたところがございます。

ですので、改正漁業法に基づく目標管理基準値というようなものは中位と高位、どこに位置するのかというものは現時点で整合性というのを取れていないんですけれども、恐らく高位に当たるものというふうに考えていただければと思ってございます。

もう一点目の資源管理基本方針のパブリックコメント、今やっているところでございますけれども、その中で「TACの魚種を2023年までに8割を目指す」というふうに書かせていただいているところでございます。これは、これまでも水産政策の改革の中で、「早期に漁獲量ベースで現行6割のところを8割までTAC管理をしていく」ということを書かせていただいていたところを「令和5年度」という期限を示させていただいたというのが今回の資源管理基本方針でございます。

一方で、今回の政策評価の中で令和12年というふうに定めさせていただいているのはなぜかということが御質問にありましたけれども、こちらは新たな資源管理の推進にあって、令和12年度までに過去10年前の漁獲量の水準に戻していくと。これまで10年間で減ってきたものを10年かけて増やしていくということを将来の目標として、大きな目標として掲げて資源管理を推進していきたいと考えているところですので、政策目標としては、その大きな目標に合わせたというのが今回のものでございます。

飽くまで、令和5年度でTACを漁獲量ベースで8割とするのは、その推進の中の一つのステップというふうに考えてございます。

○長島水産庁漁政部漁政課長補佐 金子委員から御質問があった、合併以外で減る件については解散というものがあって、全国的にはそれほどないんですけれども、漁協というのは20人いないと組織としては成り立たないので、20人を切ると法定解散、否応もなく解散になります。

組合員の減少によって、そういった減少はごくたまに起きています。

受皿として、隣の漁協さんとかに加入してもらって、そこはもう清算ということで片づける。

あとは漁協の合併がうまくいかない要因として、片方が繰越欠損金を持っていて、なかなか経営状況の差があってできないというところがあって、いい事業も確かにあるので、事業を譲渡して、あとは清算して、どっちみち解散にはなるんですけども、そういった形で再編整備を行っていきたいということで、解散という形で、実績も少ないですけども、あります。

○金子委員 では、逆に破綻はないと。

○長島水産庁漁政部漁政課長補佐 破綻も過去にはありました。

○金子委員 歴史的には、ないことはなかったというレベルで。

○長島水産庁漁政部漁政課長補佐 特に遠洋漁業が盛んだった頃の組合とかが、もうメインが遠洋漁業で負債を抱えて破産して、沿岸漁業者も中にはいるので、そこはどこで引き受けるかという話でやっております。

○金子委員 ありがとうございます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

石井委員、お願いいたします。

○石井委員 すみません。

そうしたら、②の「水産資源の回復」のところ、「資源評価対象魚種のうち漁獲の強さが適正な水準にある魚種が占める割合」と書いてあるんですけども、その（注）のところで「新たな資源評価が行われている魚種のうち漁獲の強さ（漁獲圧）が最大持続生産量を実現する水準を下回るもの」と書いてあるんですけども、今新しい資源管理を始めると、下回るように始まるわけですね。その始まったときに、既に資源の状況がどうであれ、適正な強さであるというふうに判断するのか。やっぱり資源の動向を注意して、さっきの高位・中位・低位ではないですけども、限界管理基準をオーバーした時点で適正な管理とするのか、そこを教えてください。

○常葉広報評価課長 今のところ、先生方からほかに発言の手が挙がっている様子はございませんので、水産庁の方から御説明をお願いいたします。

○藤原水産庁資源管理部管理調整課長補佐 ありがとうございます。

漁獲の強さということなんですけれども、最終的な目標としましては、改正漁業法で掲げられているMSY水準の資源量にしていくということが最終的な目標だと考えています。

ですけれども、改正漁業法が今年の12月に施行されて、順次新たな資源管理というものを取

り入れていくという、今が過渡期の段階だというふうに認識しております。

そんな中で、新たな資源評価が行われたものにつきましては、MSYという適正なレベルを基準にして、漁獲の強さというのが新たに示されたところでございます。

こちらに指標として漁獲の強さを加えたということは何かといいますと、従来の指標というものは資源量の水準であったわけなんですけれども、環境変動による影響も含まれていたものであったのに対して、変更後の指標というのは漁業者による漁獲圧の削減というものの効果を直接的に反映する指標であるというふうに考えています。

また、このMSYベースの資源管理の目標に即して漁獲圧というものを管理するということは、現在の資源量が低かったとしても、将来的に資源量を適切な水準へ回復させていくものというふうに考えまして、従来の測定指標と比べて施策目標である「国内の資源管理の高度化」において、より合致したものというふうに考えて、このように変更させていただきました。

このため、現在の資源水準というものが低い場合であったとしても、適切に管理されているという状況を示す指標として漁獲の強さというのはいいのではないかと考えてございます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

先生方、いかがでしょうか。

お願いします。

○石井委員 そうしたら、限界管理基準を下回っている資源については、例えば今議論の真っ最中なんですけど、対馬系群のイワシなんかそうなんですけれども、低位であっても、ここに入ると、以前は——何というかな、低位というか、中位・高位じゃない、以前の評価であれば高位・中位ではないけれども、こういう漁獲圧でやるということが決まれば低位でもオーケーとなるという理解でよろしいでしょうか。

そうした場合に、新しい資源管理を始めた時点で全てがここに評価として、適正な水準というふうになることについては問題がないということよろしいでしょうか。

○常葉広報評価課長 お願いします。

○藤原水産庁資源管理部管理調整課長補佐 ありがとうございます。

まず、新たな資源管理においては、適切な水準よりも下げてTACを設定して管理していくというふうになってございます。ですので、マイワシの対馬暖流系群について例示されましたけれども、この資源については、確かに現在は資源状態はかなり低い状況にございます。ですが、例えば10年というような期間を設けて、目標管理基準値の達成に向けて管理していくとい

う意味で、その管理の結果、漁獲の強さが適正な水準であれば、それは資源管理として適正な方向に向いているというふうに判断されますので、そこについては政策目標として適正であるというふうに判断してもいいのではないかと考えています。

以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

先生方、いかがでしょうか。

石井委員、発言ございますようでしたら、お願いいたします。なしですか。失礼いたしました。

ほかの先生方もいかがでございますでしょうか。

それでは、水産分野についての議論もここで一区切りということにさせていただければと思います。

では、ここで水産分野についての議題は終了とさせていただきます。ありがとうございます。

また説明者の入替えを行いますので、ちょっとお待ちください。

(説明者入替え)

○常葉広報評価課長 では、続きまして、大きな四つ目の議題といたしまして、統計の総合評価書骨子につきましての御議論をお願いできればと思っております。

農林水産省におきましては、合理的根拠に基づきます施策の立案（E B P M）を推進いたしますとともに、データの活用に基づく政策評価も積極的に実施していこうということにしておりまして、そのような中で農林水産統計につきましてはますます重要な役割を担っていくことになるというふうに考えておるところでございます。

このような中で、今回は農林水産統計につきまして、評価の観点などをお示しした上で先生方の御意見を頂戴できればと思っております。

関係資料の番号でいきますと、資料9ということになります。

統計部の方からの説明をよろしくお願いいたします。

○谷輪統計部統計企画管理官 統計部の統計企画管理官の谷輪と申します。よろしくお願いたします。

では、資料に沿って説明いたします。

「1 評価対象政策」ということで、政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進でございます。

飛びまして、「4 評価実施時期」は令和2年度、「5 評価対象期間」は平成28年度から令和2年度となっております。

「6 政策の目的・目標」ですが、農林水産統計は、統計法という法律に基づいて実施しておりまして、農林水産政策を支える情報インフラとして、政策目標の設定と評価根拠、需給安定対策等の施策の発動基準、国の財政支出の算定根拠等に必要不可欠なデータを的確かつ効率的に作成し提供するものでございます。

また、そういった政策的な利用にとどまるものではなく、国民のための公共財として広く国民に利用されるようインターネットなどによる利用しやすい提供というものに努めておりまして、利用の促進を図っているところでございます。

「7 政策の具体的内容」というところですが、(1)は今申し上げたことと重なりますので、省略いたします。

(2)で、そういう農林水産統計を作成している中で、「総人件費改革」というのが平成18年頃からございまして、地方統計組織の職員が17年から22年で約半減、その後、現在に至るまで更に削減されてございまして、限られた人員で、新たな政策ニーズにも対応していく観点から、国の施策遂行上、必要不可欠なものに重点化するとともに、調査方法というのも、職員による調査というのが以前はメインだったんですけども、それを限定してございまして、一般公募の統計調査員による調査、また郵送や、今どきですから、オンライン調査などにも取り組んでいるところでございます。また、公共サービス改革法に基づいて民間委託（市場化テスト）に基づくアウトソーシングというものも行っているところでございます。

(3)ですけれども、さらに、地方組織で統計業務に従事する職員の高齢化の進展による退職者数の増加等がございまして、今後も地方組織で従事する職員数の減少が避けられない状況にあると認識しております。そういった中でも、質の高い信頼性のある統計データを継続的に整備・提供できるように職員調査で行っている経営統計調査と作物統計調査等につきましても調査に必要な高い専門知識・能力を持った統計調査員である「専門調査員」を平成27年度から導入して、地方統計職員の減少に対応しているところでございます。

2ページ目に入っておりますけれども、(4)ですけれども、「農林水産業・地域の活力創造プラン」や、「食料・農業・農村基本計画」の着実な推進を図るための統計データを的確に整備し、適時適切に提供していくため、調査内容や調査手法の見直しについては、省内に見直し検討会というものを設けてございまして、ここで検討を進めているところでございます。

(5)ですけれども、昨年前半に、御案内のように、政府統計における不適切事案というも

のがございまして、その再発防止や品質確保のための「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」と「統計行政の新生に向けて」といった提言がなされておりました、そういった提言に基づきまして、農林水産統計につきましても総合的な品質管理の取組を実施しているところでございます。

(6) で調査結果の速やかな公表。インターネットで「e-Stat」という公表窓口がございまして、そういうところで幅広く提供しております。

また、(7) ですけれども、統計の場合、先ほど「統計法に基づいております」と言いましたけれども、統計委員会というところがございます、統計委員会が総務省に対して統計の作成状況について報告しております、統計委員会から必要に応じて意見を述べることとなっております。そういったところで適正な実施を担保する仕組みがございます。

「8 評価の観点」ですけれども、必要性、効率性、有効性といった観点から評価をしたらよいかと考えております。

最後の4ページに参りますけれども、今後のスケジュールということで、今日、骨子を確定した上で、評価書(案)を作成いたしまして、年内には評価書を公表するという段取りで考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、それでは委員の皆様から御意見、御質問を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。いかがでございますでしょうか。

では金子委員お願いします。

○金子委員 すみません、質問というよりは知識がないものですから。

先ほど専門調査員というところで、そういう能力とか経験を持った非常勤の国家公務員と。現実にこれはどのような人がどの程度、年間非常勤って、どの程度従事して。本業はどういうお立場の方なのかなというのを教えてください。

○常葉広報評価課長 では、まず何人かの委員からまとめてお話を頂くというふうに進めていきたいと思いますので、山崎委員お願いできますでしょうか。

○山崎委員 私も数年前に実際にお米の販売と在庫状況について、調査員の方が2か月に一度、2年間の統計調査を受けたことがございます。今後、記載されている、オンラインによる調査についてどれくらい重視されているか教えてください。当時は調査員の方が来て、非常に時間を要し、またお互い都合を合わせ、なかなか難しいところもございました。記入をオンライン

化し、イメージではありますが統計データがリアルタイム、オンタイムに近いようなものが、私たちが見られるような時代が来るのかなと考えております。オンライン化の今後についてお聞かせください。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

では、次に小針委員お願いいたします。

○小針委員 1点目は、今山崎さんがおっしゃった、オンラインの状況というのも統計委員会の中での一つのテーマとなっていたという部分もありますので、入った方がいいかなというふうに思います。

あと先ほどの質問にも共通するんですけども、専門調査員のところの導入状況としてどういうふうに導入、人の数がというのもあるかと思うんですけど、ここの評価の方法みたいなものというのはどのように考えていらっしゃるのかというのが、もしイメージというか、お持ちでしたら教えていただければと思います。

○常葉広報評価課長 では、岸本委員お願いいたします。

○岸本委員 今のオンラインのところなんですけれども、多分2通りあって、郵送とか口頭でやっているやつをオンラインに変えるという調査もあると思うんですけど、そもそもデータが最初からオンライン——オンラインというか何というか、データ化されているようなものというのが増えてきているんじゃないかと思うんです。ここ対象じゃないですけども、コンビニのPOSデータみたいなところは、そもそもデータ化されて、最初からオンラインで入手できるようなものというのが増えてきていると思うんで、単純に郵送とか対面をオンラインに変えるだけじゃなくて、そもそもデータ化されているというのがどのぐらい増えているのかなというのがちょっと気になるんで、そのあたりも、今は答えなくてもいいんですけども、評価書の中で評価していただければなというふうに思います。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、ここで一区切りということで、すみません、統計部の方からの御説明をお願いいたします。

○谷輪統計部統計企画管理官 ありがとうございます。

まず、金子委員から専門調査員、どんな方が従事されているのかというお尋ねでございました。

今年の4月現在で1,100名程度任命させていただいております。どんな方がということだったと思うんですけども、農業をされている方が3割強です。あとは特に無職の方なんですけ

れども、農協を退職された方とか、あと農林水産省のOBの方も従事していただいております。あと会社員を退職した方なんかもやっていただいております。

やっぱり農業関係の方が多いんですけども、今申し上げたようにいろいろあります。

あとオンライン調査に関するお尋ねがあったと思うんですが、もう全てでオンラインでの回答は可能になっております。ただ、可能になっているから利用されているかというのはもちろん別な話でして、農家さんを対象にした調査だと、正直かなり低いです。もう一桁の下の方でございます。

逆に事業所から毎月報告を求めているような牛乳乳製品の調査なんかですと、割と100%に近いようなもので、それこそ同じものを毎月報告いただいておりますので、それは報告いただく事業者からしても、オンラインの方が全然楽だということでオンライン回答率が高いものもございます。

あとオンラインの関係で、先ほど岸本委員から、もともとデータ化されているものもあるのではないかという御指摘もございました。

今農林水産統計でやっている中では、POSデータというお話もありましたけれども、データ化されているものというのもすぐにはないんですけども、例えば財務の情報を経営調査で利用するようなツールを開発できないかとか、そんなことを検討しておりますし、あと今どきのはやりで申しますとビッグデータです。移動情報なんかを利用して農林水産行政にデータを生かしていけないか、そういった研究もしているところでございます。

あと専門調査員の評価の方法という御指摘も小針委員から頂いたと思うんですが、結論から申しまして、これからよく考えていきたいと思っておりますということなんですが、もちろん、なるべく経験のある方にやっていただいた方が効率的にやれるということですので、そういう観点で評価をしていく方法を考えていきたいと思っております。

私からは以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

篠原委員からボタンを押していただいているようなんでございまして、お願いできますでしょうか。

○篠原委員 すみません、ここで言うべきことかどうかちょっと迷ったんですが、アウトソーシングというところでちょっと気になる事案を1件、コロナのこともあり、農水のも、経営継続補助金とを出されておられます。今回、これの審査が一斉にあるはずなんです。予想以上にこれに応募された方が多いと聞いております。



私、一般社団法人全国農業会議所というところから最後の評価の点数をつけてほしいということをお願いされて、経営計画書を見て何百件かを採点していくんです。経営計画書をプロが見て、評価点をつけて、1件当たりの謝金が1,300円。これはプロに払う金額なんだろうかと思いつながらもお困りのようだったのでお受けしてみるんですが、これは評価点は5分で済ませなさいというような趣旨で国の方は考えておられるのかどうか。アウトソーシングについてどのように考えておられるのか、ちょっと聞きたいなと思いました。

以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

今ここにいるメンバーでは答えるだけの材料を持ち合わせておりませんので、担当につなぎまして、また先生の方に御連絡するというごことばせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○篠原委員 はい、ありがとうございます。

○常葉広報評価課長 ほかに、これまでの議論に関連してでも結構ですし、また新規の話でも結構ですが。

三浦委員からボタンを押していただいたようでございますので、お願いできますでしょうか。

○三浦委員 すみません、先ほどデータ化されている部分はそんなに多くないというお話がございましたが、人を効率的に使っていくという中で、もちろん今いらっしゃる人たちを効率的に使うというのは必要なことだと思うんですけども、一方で、今後データ化できる、機械化できることについては模索を、費用をかけてしていかないといけないと考えているんですけども、それについて今後機械化、データ化、自動化するに当たって予算というのはどのくらい検討されていらっしゃるのでしょうか。

○常葉広報評価課長 お願いしてよろしいでしょうか。

○都田統計部統計企画管理官補佐

もともとあるデータをどう活用しようかという取組については進めておりまして、例えば農家さんがそれぞれ青色申告ということをしてされておりますので、そこはきちんと税務、財務の状況を記載されているデータが既に存在しておりますので、それをそのまま頂いてデータにして統計をつくるという取組をやっております。

ですので、できるだけ農家さんに負担がかからないような形で、既に整理してあるデータを活用することを進めていきたいと思っています。

それは、どちらかというと予算をかけてそういう形に持っていくというよりは、現在やって

いる調査の方法をできるだけ、あるデータを活用して取りまとめるという方法に変えていくという見直しで対応していきたいと思っております。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

では、先生方、ほかにいかがでしょうか。ございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、統計についての議論を終了したいと思います。どうもお疲れさまでございます。

それでは、改めまして予定していた議題は以上でございます。皆様、大変お疲れさまでございました。お疲れのところ恐縮でございますが、政策評価の今後のスケジュールにつきまして私の方から簡単に御説明いたします。

まず、本日の議事録につきましてですが、大体9月上旬頃に委員の皆様方に確認の依頼を行いまして、その後公表ということを考えております。

それから、政策評価書、それから令和2年度事前分析表につきましては未記入欄が若干ございますので、それについて予算要求の期限となっております9月末までに適宜記入、あるいは修正を行って、その上で公表予定ということにしているということでございます。これがスケジュール関係のお話でございます。

○榑澤委員 すみません、榑澤ですけれども、ちょっと発言させていただく時間を頂いてもいいですか。

○常葉広報評価課長 どうぞ。

○榑澤委員

どこで発言するか、発言の適切な場所が全然なかったものですから、岸本先生もいらっしゃるので、ちょっとお教えいただきたい内容があります。

昨年もちよっと申し上げたんですけれども、資料で言うと、参考1という資料に関わる論点なんですが、農林水産省政策評価基本計画という資料があります。これの1ページの一番最後のところに政策評価とは何かということが書いてあるわけです。

「EBPM」——EBPMというのはEvidence-Based Policy Makingですか——は、政策目的を明確化した上で、その目的の達成のために最も効果のある行政手段は何かを合理的根拠に基づいて明らかにするための取組であり、一方、政策評価とは、こうした考えで立案された政策についての効果を検証し、その結果を次の政策の企画立案及び実施に反映させる取組である。」となっています。つまり、我々の仕事というのは、この一方以下の内容で、政策評価というのは立案された政策についての効果を検証することであると、こういうことになっている

わけです。

ここで言っている政策というのは、恐らく政策手段のことだと思います。そのように一応理解しました。

一定の政策目的を掲げて、その目的を実現する上で最も適切な手段というものをEBPMで確定し、その政策手段がどういう効果を上げたかの検証をするのがこの政策評価だと、こういうことになるんだと思うんです。

一応そのように理解しますと、この評価委員会というのは、まず政策分野名があって、そして政策評価体系における測定目標というのが掲げられているわけです。そして、その目標の数値が掲げられていて、まずは測定指標が適切かどうかという議論をし、そして次には目標達成度について評価をします。これが我々の仕事だったというふうに思うんですけども、しかしよく考えてみますと、それぞれ我々、今日検討した測定指標というのは政策手段と一体どう関係しているのかというのがちょっとよく分からない。

例えば、先ほど議論しました担い手によって耕作される面積が農地面積の80%という。これは、どういう政策手段でこの目標を達成するのか。この目標にひもづけられる政策手段というのは、これは幾つもあるわけです。そうすると、その幾つもある中のどの政策手段の効果でこうなったのかというのは、これではちょっと分からないわけです。

ただし、例えば農村政策のところで見ましたように、そこでは、正に政策手段が測定指標のところに出ていて、そして目標が掲げられているというものもあるんです。これは数としては少ないが。それは分かりやすい。

例えば、多面的機能です。多面的機能支払交付金という政策手段がここではもう出てきていて、そして目標が設定されて、この交付金という政策手段の効果としてこの目標がどれだけ達成されたか。ここでは目標と、その目標を達成するための手段というのがたまたま測定指標のところでも明示されているという形になっている。

ほかの部分はそうっていない。例えば、林業のところでもそうですね。経営の集中ということで、森林経営管理事業という政策手段によって集積されたものがどのぐらいかということが分からない形になっている。これとほかの手段が混じった形で指標が立てられている。

そうすると、正確に言うと、手段と目標達成の関係というのは、これだとちょっと見えないなという感じがあるということだけ申し上げておきたいと思います。

もし岸本先生から御専門の立場で何かコメントいただければありがたいです。

○岸本委員 では、せっかくなので便乗して。

私もその辺は多少気になっていて、ただ政策評価というときに割と広義と狭義があって、広義の政策評価で言うと事前評価も含めて政策評価なんです。

今回、我々は狭い意味での事後評価、英語で言うとエバリュエーションというか、そっち中心でやっていることになると思うんです。

政策の指標があって、それをどういう手段で達成するかというところはE B P Mの中ではロジックモデルというふうに言って、こういう手段をすることによってこれが達成できるとか、あるいはもう何段階かやるようなロジックモデルをつくるというのがE B P Mの中のすごく中心部分なんで、そのロジックモデルが正しかったかどうかを事後的に評価する場というのは本当はあった方がいいと思うんです。今はそこが抜けている気がするんです、そういう意味で言うと。

なので、おっしゃるとおりE B P Mと政策評価を——まあ、政策評価を狭い意味での事後評価に限定してしまったときに、ちょっと欠けている部分が出てきているんじゃないかと僕は思うので、今のコメント、非常に賛成するところがあります。

ただ、ロジックモデルの事後評価までする役割をこの委員会で負ってしまうと結構大変なことになるなという気はしているんですが、事前評価のE B P Mの中でロジックモデルをつくるんだったら、その事後評価をするという、そのロジックモデルが正しかったかって。それは事前であつたら何とでも言えるんで、想像で。その部分があるべきだと思います。

○榑澤委員 そうですね。だから、特定の政策手段がどういう目標達成にどの程度寄与したかということが分からないと政策評価にならないんじゃないかというのが、まあ、素人の考えなんですけれども。

○岸本委員 まあ、そうなんですけど、ただ、それ非常に難しいですね、客観的に評価するのは。

よく医学の分野でやられているような無作為ランダム比較試験みたいなのは、なかなかこの社会ではできないので、たまに教育なんかで30人学級と40人学級を無作為にやっている、どっちが効果があるかを実験するみたいなことも社会では、世の中にはあるんですけれども、なかなか政策の分野でそういう比較評価はできないので、そのロジックモデルが正しかったかどうかというのを客観的にエビデンスを持って事後評価するというのはなかなか難しいことなんですけれども、ただ何らかの形でそういう検証する場はあった方がいいと思います。

○榑澤委員 ありがとうございます。

○常葉広報評価課長 大変ありがとうございました。役所としても最善を尽くしているつもり

ではありますが、政策評価についてはまだまだ発展途上というか、いろいろ向上させていかなきゃいけないということを改めて認識させていただくとともに、今後ともいろいろ御指導いただければというふうに思いました。ありがとうございました。

それでは、今日はこのあたりで改めまして閉会ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

午後 5時05分 閉会